



農業農村整備

# かごしま

VOL. 340  
平成30年6月発行



トピックス

川原園井堰の記録映画が完成  
水稲作付け中止で意見交換会を緊急開催



水土里ネット鹿児島  
<http://www.midorinet-kagoshima.jp/>



# INDEX

## ●トピックス

- 長編ドキュメンタリー映画「柴井堰と生きる」  
上映会及びシンポジウムを開催 ..... 1
- 水稻作付け中止に係る土地改良区運営対策等意見交換会を緊急開催 ..... 2

## ●本会の活動

- 平成29年度 第3回理事会を開催 ..... 4
- 第60回通常総会を開催 ..... 5
- 平成29年度 第4回理事会を開催 ..... 8
- 平成30年度 臨時総会を開催 ..... 8
- 平成29年度 第2回地域土改連絡協議会及び  
土地改良区地域連絡会議を県内各地域で開催 ..... 9
- 平成29年度 水土里ネット役員研修会を開催 ..... 10
- 全国土地改良功労者等表彰及び  
農業農村整備優良地区コンクール表彰伝達式を開催 ..... 12

## ●政策情報

- 平成30年度 農業農村整備事業関係予算の概要 ..... 14
- 土地改良法の一部改正について ..... 20
- 農家負担金軽減支援対策事業の拡充について ..... 25

## ●ニュース・アラカルト

- 土地改良区の在り方に関する説明及び意見交換会を開催 ..... 27
- 平成29年度 土地改良換地士部会及び換地業務検討会を開催 ..... 28
- 平成29年度 農用地利用集積推進対策会議を開催 ..... 28
- 鹿児島県水土里情報システム(MK-Maps)運用研修会を開催 ..... 29
- 標準積算システム運用研修会を開催 ..... 29
- 県農業集落排水事業連絡協議会 第28回通常総会を開催 ..... 30
- 「疏水のある風景」写真コンテスト2017 本県から1名が入選 ..... 31

## ●土地改良区情報

- 水土里ネットの更新情報(設立・解散、理事長の変更等) ..... 30
- きらり★水土里女子 ..... 32

## ●各管内だより

- 曾於支部 ..... 33
- 熊毛事務所 ..... 34
- 沖永良部支部 ..... 35

## ●お知らせ

- 第41回 全国土地改良大会(宮城大会)の開催について ..... 36
- 第27回 かがしまフォト農美展 作品募集 ..... 37
- 「ふるさとと田んぼと水」子ども絵画展2018 作品募集 ..... 37
- 平成30年度 農業農村整備優良地区コンクール 参加地区を募集 ..... 38
- 「疏水のある風景」写真コンテスト2018 作品募集 ..... 38
- 鹿児島県水土里サークル活動シンポジウムの開催について ..... 39
- 九州「農地・水・環境保全」フォーラムin宮崎の開催について ..... 39
- 徳之島支部改修工事に伴う事務所移転について ..... 39
- 水土里ネット鹿児島 平成30年度版PRパンフレットを作成 ..... 40
- 新規採用職員の紹介 ..... 40

## ●会議・研修会情報

## ●編集後記

- ..... 41
- ..... 41



表紙写真

第26回かがしまフォト農美展 入選  
有馬 純一 「朝の出勤」  
撮影場所:霧島市

## 長編ドキュメンタリー映画「柴井堰と生きる」 上映会及びシンポジウムを開催



上映を待つ来場者

2月18日、串良公民館別館大ホールにて、川原園井堰映像記録製作委員会(西村祐人代表)が製作した映画「柴井堰と生きる」が上映され、地域住民を中心に約70名が完成したばかりの映画を鑑賞した。

この映画は、マテバシイの枝を束ねた柴束を川に並べ、水をせき止めて取水を行う川原園井堰の柴掛け作業を軸に、串良町の水にまつわる歴史や用水路の管理作業、また、現在農家が直面している課題などについて、約5年の歳月をかけて製作されたもの。こうした伝統的な技法による取水が現存するのは、日本に唯一、川原園井堰のみといわれる。

上映会に訪れた町民にとっては、見慣れた風景や知人が出てくる場面も多く、時には出演者の軽妙な言い回しに笑い声を上げながら、熱心に鑑賞する姿が見られた。映画では、柴井堰の材料の切り出しから、150把ほどの柴束を作り、川底に設置されたコンクリートの土台に丸太を渡し、そこへ柴を立てかける作業、そしてせき上げられた水が用水路へ流れる仕組みなど、一連の作業が映し出された。また、稲刈りが終了する9月上旬には、柴井堰の左岸側半分は柴を取り除き、右岸側だけは次の柴掛け作業の日まで防火用水として取水し続けることなど、必要な量だけ水をいただくという思想や、自然と共存しながら柴井堰が守られてきたことが紹介された。

上映後には、映画の内容に関連するテーマの講演会と、「川原園井堰のこれからを考える」と題したシンポジウムが開催された。

シンポジウムでは、鹿屋市や地域の代表、井堰を管理している串良町土地改良区の新町浩事務局長など、6名のパネリストが、「日本に唯一残る柴井堰は非常に価値がある。何とか残したい」、「材料である柴の確保や後継者不足等が課題。近代堰への改築も考える時期にきている」、「歴史的な意味でも、とても貴重な堰だ」等、それぞれの立場から意見を述べた。会場からも複数手が挙がり、「ぜひ、柴堰を残してほしい。そのために必要なことは何か」など、意見交換がなされた。

シンポジウムのコーディネーターを務めた中井祐・東京大学教授が、「井堰の有り様は、時代によって変わらざるを得ない状況も理解できる。今後については、地元の皆さんで十分に議論を尽くして欲しい。そして、この映画がそのきっかけになることを期待したい」と締めくくった。



さまざまな意見が出たシンポジウム

最後に、映画の主演でもあった出水園利明・串良町土地改良区理事長が、来場者に対して長時間にわたり参加いただいたことへのお礼を述べ、全日程が終了した。

会場には、川原園井堰から取水を行う串良町土地改良区の受益地図や、柴掛けに使用される柴束などの材料も展示された。



## 水稲作付け中止に係る土地改良区運営対策等 意見交換会を緊急開催



意見交換会で挨拶する進藤議員

霧島連山えびの高原・硫黄山の噴火が原因とみられる川内川水系の水質悪化を受けて、伊佐市と湧水町の川内川から取水する水田での水稲作付けが中止され、土地改良区の組織運営にも影響を及ぼすことが危惧されている。

本会では、この現状を踏まえ、土地改良区等の課題に対応するため、5月13日、水稲作付け中止に係る土地改良区運営対策等意見交換会を、伊佐市の菱刈農村環境改善センターにおいて開催し、水土里ネット伊佐市西太良、伊佐市菱刈、湧水町栗野、湧水町吉松の役職員をはじめ、鹿児島県、伊佐市、湧水町、進藤金日子議員等が出席した。

意見交換会の開催にあたり、本会の永吉弘行会長は「緊急な案内にもかかわらず多数の出席にお礼申し上げます。状況等については報道等でご案内のとおり。この状況に対し、地元国会議員と進藤議員が協議の上、迅速な対応をとるべく、現地に駆けつけてくれた。地元としては、この一年をどう乗り切るか、中長期的な課題にどう対応するかが課題。この水稲作付け中止を受けて、それぞれの首長以下、行政職員も休みなく、一生懸命取り組んでいただいている。本日は、進藤議員に農業土木の専門家としての助言を期待している。貴重な機会であるので、忌憚のない意見をいただきたい。そして、本会の

会長として、また地元土地改良区の理事長という立場から、関係水土里ネットと連携し、取り組んでまいりたい」と挨拶した。

進藤議員は「硫黄山の噴火に伴う稲作中止の事態に対し、関係者の皆さまにはお見舞いを申し上げます。5月10日の自民党農林水産災害対策合同会議で、二階幹事長から、しっかりと地元の要望を聞いて、迅速に対応するようにとの指示があった。事態は農林水産分野にとどまらない、他省庁にわたる重要な案件であるため、自民党として災害対策特別委員会で対処するよう決定した。まずは現場を見せていただき、皆さんの意見、要望を聞きながら、迅速にしっかりと対応したい」と挨拶した。

その後、本会の西野一秀専務理事が座長になり、意見交換を行った。

はじめに、伊佐市農政課と湧水町建設課から、状況が報告された。

伊佐市からは、「対象農地500ha、500戸の作付け中止を再生協議会で決定し、地元説明会を開催した。営農計画については、関係市町と土地改良区が連携しながら進めていく。畜産農家も飼料や稲わらの確保が必要。中長期的には、来年以降の代替水源の確保が重要。事業導入の検討も含めて協議を進めていきたい」と報告された。

湧水町からは、「川内川水系の水質悪化は、町民から報告され、情報収集と現地調査を行った。水稲作付けについては、220haの農地で作付け断念を決定した。町や再生協議会等でも懸案対策を実施している。ぜひ現地を確認してほしい」と現状の訴えがあった。

続いて、各水土里ネットからも状況が報告された。

水土里ネット伊佐市西太良の古城恵人理事長は、「農家からは、来年以降どうなるのかと不

安な声が聞かれる。この状況が5年も続けば後継者は育たない。そうなれば農村社会は崩壊する。代替水源の確保を検討することが必要。基本的には、大本を断つのが重要だと考える。また、飼料作物への転作に関しては、湿田地域があること、農家に機械やノウハウがないことが懸念される。湿田解消には、暗渠排水の対策が必要」と述べた。



窮状を訴える水土里ネットの役員

水土里ネット湧水町栗野の赤谷四男理事長は「短期、中長期的な対策が必要。組合員約610名のうち水稻を中止する組合員は250名。水稻中止面積は115ha。別の水系から水を引く計画によって2割は作付けが可能となるが、長期化する恐れもあるので、ため池の浚渫しゅんせつやパイプライン化等、ある水を有効に活用する工夫が大事。農家がやる気を失っている。現場を見て、この状況を打開していくための対策を検討してほしい」と訴えた。

水土里ネット湧水町吉松の平谷元一理事長からは、「今回の対応策を各地域で検討しているが、結論は出ない。水質検査をしても川底にある汚泥成分を調べなければ意味がない。組合員からは、ため池造成あるいは湧水のポンプアップ、川内川水系に頼らない水源確保の要望が多い」と述べた。

進藤議員からは、「風評被害は絶対に防がなければならない。農家の不安払拭にしっかり取り組み、やる気を起こしてもらおう対策は不可欠。対応策の具体的内容を整理し、短期と中長

期の対応の振り分けが必要。いずれも維持管理費負担を伴わない方法を検討することが重要。農家の所得確保として、共済や交付金の活用を十分に説明してほしい。予算確保については、努めてまいりたい」とあった。

また、伊佐市の隈元新市長は「いろいろなご意見をいただき、大変参考になった。5月10日の自民党の会議で、二階幹事長からも、即断即決で縦割りではなく、省庁横断で内閣官房につなぎ、しっかりと対応してくれることを約束してくれた。地元自治体として、数多くの農家の意見を聞き、国、県と連携し、土地改良区とともにしっかりと対応していきたい」と話した。

意見交換終了後は、作付け中止となった水田や川内川水系の水質汚染の状況等を把握するため、伊佐市と湧水町の現地を視察した。



現地を視察する出席者



現地視察で現状を訴えた



## 本会の活動

### 平成29年度 第3回理事会を開催



挨拶する永吉会長

平成29年度第3回理事会が、2月8日、県土地改良会館において開催された。

議案審議に先立ち、永吉弘行会長は出席と日頃の業務運営への支援に対するお礼を述べ、「昨年9月に改正土地改良法が施行され、年末には新たに創設された事業の推進に必要な予算を含む、平成30年度概算予算が決定した。農業農村整備事業関連予算は、対前年比108%となる4,348億円で、平成29年度補正予算を合わせると5,800億円となり、当初予算の満額確保という要求は実現しなかったものの、本年度を上回った。これは進藤金日子参議院議員や関係国会議員の皆さま方のご理解とご支援のたまもの。今後もこれまで同様、土地改良事業の重要性を発信し、必要な予算の確保に向けて、地域の実情を届けていくことが重要。本会としても会員・地域の情勢を的確に把握しながら、さまざまな支援事業活動に積極的に取り組んでまいりたい。引き続き、皆さま方のご協力をお願いしたい」と、挨拶した。

その後、9つの議案が提案され、審議の結果、すべて原案どおり承認された。議事終了後は、2つの事項が事務局から報告された。

#### □議案

- ・ 第1号議案 第60回通常総会の開催について
- ・ 第2号議案 平成29年度一般会計収支補正予算の決定について
- ・ 第3号議案 平成30年度事業計画の決定について
- ・ 第4号議案 平成30年度会費等の賦課基準並びに徴収方法の決定について
- ・ 第5号議案 平成30年度役員報酬の決定について
- ・ 第6号議案 平成30年度一般会計・特別会計収支予算の決定について
- ・ 第7号議案 平成30年度一時借入金の最高限度並びに借入方法及び余裕金預入先の決定について
- ・ 第8号議案 第60回通常総会表彰者について
- ・ 第9号議案 決議について

#### □報告事項

- ・ 通常総会提出議案支部説明会(地域土改連絡協議会)の開催
- ・ 庁舎管理計画に基づく経過報告



第3回理事会

## 第60回通常総会を開催



挨拶を述べる永吉会長

本会では、3月20日、鹿児島市のマリソパレスかごしまにおいて、第60回通常総会を開催し、会員159名（うち、書面議決62名）が出席した。

総会の開会にあたり、永吉弘行会長が「昨年9月に、農業競争力強化プログラムで示された土地改良制度の見直しを具現化する改正土地改良法が施行され、担い手への農地の集積・集約を加速化するための、農地中間管理機構と連携した基盤整備事業のほか、防災減災対策の強化、事業実施手続きの簡素化など、新たな事業制度が創設された。

また、農業農村整備事業の政府関連予算についても、平成29年度補正予算と平成30年度当初予算をあわせて、大幅削減前の当初予算を上回るものとなった。このような情勢の変化は、これまで関係機関と一体となり要請し続けてきた『地域の声』が理解され、農業農村整備事業が果たす役割や重要性が再認識されてきていることを実感するものであり、農業農村整備事業の推進力としてご活躍いただいている進藤金日子参議院議員や関係国会議員の皆さま方のご理解とご支援に対し、心より感謝申し上げます。

平成30年度においても、国・県の施策に沿った支援活動を関係機関と連携を図りながら、より一層、強力に推進してまいりたい。また、本会は昭和33年に設立されてから本年9月に60周年を迎える。これまでのご支援やご協力に改めて感謝申し上げますとともに、これまで培って

きた経験や技術力を活かしながら、会員の皆さま方の利益増進につながる事業活動を積極的に展開し、本県農業農村の持続的な発展に貢献するべく、全力を傾けてまいりたい」と挨拶を述べた。

続いて表彰が行われ、鹿児島県知事表彰を受賞した道免勇・笠野原土地改良区理事長と依積田秀人・南薩土地改良区前事務局長に、川野敏彦・県農政部長より表彰状が授与された。その他、2土地改良区と個人57名が土地改良功労者表彰などを受賞した。



県知事表彰を受ける道免理事長



県知事表彰を受ける依積田前事務局長

来賓祝辞では、三反園訓・県知事（代読：川野敏彦・県農政部長）及び、柴立鉄彦・県会議長、並びに石井俊道・九州農政局長（代読：堀畑正純・九州農政局次長）が祝辞を述べた。

来賓紹介と祝電披露の後、議案審議に入り、議長に選任された宇田隆光・鹿児島市松元土地改良区理事長の進行のもと、提出された議案は、すべて可決承認された。



# 本会の活動

本総会の提出議案は、以下のとおり。

## ◎提出議案

- 《第1号議案》 平成28年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算及び財産目録について
- 《第2号議案》 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算の決定について
- 《第3号議案》 平成30年度事業計画の決定について
- 《第4号議案》 平成30年度会費等の賦課基準並びに徴収方法の決定について
- 《第5号議案》 平成30年度役員報酬の決定について
- 《第6号議案》 平成30年度一般会計・特別会計収支予算の決定について

《第7号議案》 平成30年度一時借入金の最高限度並びに借入方法及び余裕金預入先の決定について

最後に、「本県の農業・農村の持続的な発展を目指して、これまでの経験と技術を活用し、農業農村整備事業を強力に推進するため、関係者の総力を結集して取り組んでいこう」と決議案が力強く朗読され、満場の拍手をもって決定された。



本会職員による決議案の朗読

## 決議

農業農村を取り巻く状況は、過疎化、高齢化、担い手不足等による農地の荒廃が進行し、併せて用水管理を含めた営農全般における農村協働力の脆弱化など、安全な食と健全な農業、美しい農村の維持継承への影響が懸念されている。

農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくためには、農地の集積・集約、大区画化、汎用化等の農地整備や将来を見越した適時適切な農業水利施設等の維持・更新が不可欠である。加えて、農業水利施設等の老朽化が進行する中、大規模地震や気候変動による豪雨災害が多発しており、国民の生命と財産を守るためにも、農村地域の防災・減災対策の推進が重要な課題となっている。

このため、国においては、土地改良法を改正し、担い手への農地の集積・集約の加速化に向け、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業を創設するとともに、防災・減災対策の強化や事業実施手続きの簡素化などの事業制度を整え、農業競争力の強化や国土強靱化といった政策課題に取り組むこととしている。

また、県においては「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に基づき、国の施策を積極的に活用しつつ、我が国の食料供給基地として国民への食料の安定供給に不可欠な役割を継続的に果たすことが重要としている。

以上を踏まえ、水土里ネット鹿児島は、鹿児島県の農業・農村の持続的な発展を目指して、これまで培ってきた経験と技術を活用し、農業農村整備事業を強力に推進するため、水土里ネット関係者の総力を結集し、左記事項の実現を、第六十回通常総会の名において決議する。

記

- 一 担い手への農地集積・集約の加速化に向けた農地の大区画化・汎用化の推進
- 一 食料供給基盤の強化を図るため畑地かんがい施設整備の積極的な推進
- 一 老朽化した農業水利施設の長寿命化や耐震化等の防災・減災対策の推進
- 一 中山間地域の有する多面的機能の維持・増進のための総合的振興の推進
- 一 地域資源の良好な保全管理に向けた水土里サークル活動の積極的な推進
- 一 土地改良区の運営基盤強化と管理体制の充実に向けた取り組みへの支援

右決議する。

平成三十年三月二十日

水土里ネット鹿児島（鹿児島県土地改良事業団体連合会）

第六十回通常総会

## ■第60回通常総会表彰者名簿

### [ 鹿児島県知事表彰 ] (2名)

氏名	所属名	役職名
道免 勇	笠野原土地改良区	理事長
依積田秀人	南薩土地改良区	前事務局長

### [ 県土改連会長表彰 ]

#### 1 土地改良功労者表彰

##### (1) 団体功労表彰 (2 団体)

団体名
坊津町清原土地改良区
曾於北部土地改良区

##### (2) 個人功労表彰 (18名)

氏名	所属名	役職名
石原 俊治	鹿児島市農林水産部 農地整備課	課長
右田 明彦	日置市日吉支所 産業建設課	課長補佐兼 農地整備係長
平松 昭弘	玉田土地改良区	理事長
江平 恒博	南九州市耕林地務課	課長
松下喜久雄	指宿市開闢土地改良区	理事長
中村 和栄	南薩土地改良区	事務局長
上野 涉	高尾野町江内土地改良区	理事長
下鶴 茂信	始良市上名土地改良区	理事長
今西 馨	加治木町木田土地改良区	理事長
福園 久男	吾平町土地改良区	筆頭理事
堀之内輝夫	垂水市土地改良区	副理事長
鶴園 實	田代町川西土地改良区	前理事長
永田 福一	曾於東部土地改良区	事務局長
有村 勉	有明町土地改良区	副理事長
秋田 澄徳	中種子町農地整備課	課長
池下 正充	西之表市土地改良区	副理事長
川上 富洋	和泊町耕地課	係長
林 伊佐雄	与論町産業振興課	主幹兼係長

#### 2 永年勤続役員表彰 (20名)

氏名	所属名	役職名
池田 哲郎	鹿児島市松元土地改良区	理事
堀内 寛二	伊佐市菱刈土地改良区	事務局長
木原美枝子	伊佐市菱刈土地改良区	会計主任
高岡 公紀	白木土地改良区	書記
五反田幸子	湧水町栗野土地改良区	会計主任

氏名	所属名	役職名
原口 幸夫	串良町土地改良区	理事
江口 信義	東串良町林田土地改良区	理事
立迫 重信	東串良町林田土地改良区	理事
馬込 安雄	錦江町笹原土地改良区	理事
馬込 守	錦江町笹原土地改良区	理事
松元 静俊	財部町土地改良区	理事
渡邊 初雄	財部町土地改良区	監事
福留 智子	曾於大野原土地改良区	事務職員
日高 一成	屋久島町農林水産課	参事兼林業土 木担当専門官
吉行 昭仁	喜界土地改良区	事務局次長
宮原 博子	土改連事業部農村整備課	係長
繁昌 賢治	土改連水土里情報センター	課長
安田 喜輝	土改連水土里情報センター	主幹
前冢 智美	土改連水土里情報センター	主査
上野 健司	土改連曾於支部	主幹兼畑地 かんがい係長

#### 3 感謝状 (19名)

氏名	所属名	役職名
新馬場 浩	県南薩地域振興局 農林水産部	部長
児玉 悟	三島村教育委員会	事務局長
黒木 仁	日置市吹上支所 産業建設課	課長補佐兼 土木建設係長
下園 光生	南さつま市建設部 都市整備課	課長
坂口 穂	南さつま市産業おこし部 農地整備課	参事兼 耕地係長
落合 克好	薩摩川内市農林水産部 耕地課	主幹
谷口 義美	阿久根市農政課	課長
大堂 充博	長島町耕地課	参事
濱田 健二	長島町水道課	参事
増田 明	始良市加治木総合支所	支所長兼 地域振興課長
杉澤 義弘	伊仙町耕地課	主幹兼係長
増尾 聡昭	与論町産業振興課	課長補佐
吉村 清美	鹿児島市松元土地改良区	事務局長
得田喜代治	喜界土地改良区	事務局長
坂上 和秀	土改連水土里情報センター	センター長
尾原 英樹	土改連土地改良研究所	所長
大村 和夫	土改連事業部換地課	換地専門官
堀之内 剛	土改連事業部農村整備課	主幹兼 農村振興係長
花木 智子	土改連総務部管理課	主査

※所属、役職名は総会時



## 本会の活動

### 平成29年度 第4回理事会を開催



第4回理事会

平成29年度第4回理事会が、3月20日、第60回通常総会終了後、マリパレスかごしまにおいて開催された。

議案審議に先立ち、永吉会長は、総会終了と組織運営の支援に対しお礼を述べ、「平成30年度も、農業農村整備はもとより、さまざまな政策が展開される。本会としては、国・県・会員・地域から求められる、担うべき役割を的確に果たしながら、積極的に事業活動を展開してまいりたい。引き続き、皆さま方のご支援と協力を賜りたい」と挨拶した。

その後、2つの議案が提案された。

#### □議案

- ・第1号議案 平成30年度参与の委嘱について
- ・第2号議案 臨時総会の開催について

審議の結果、両議案はともに原案どおり承認された。

これにより、平成30年度の参与は、堀洋一郎・県農業土木技監と前田公平・県農地整備課長が再任、仮屋崎義宏・県農地保全課長と濱田学・農村振興課長が新たに選任された。

また、平成30年度臨時総会の開催については、学識経験理事である川野敏彦・県農政部長が人事異動に伴い、理事を辞任されたことによる役員の補欠選任についてを議題に、平成30年4月末に開催することが決まった。

### 平成30年度 臨時総会を開催



臨時総会

平成30年度臨時総会が、4月23日、県土地改良会館において開催され、会員159名（うち書面議決149名）が出席した。

議案審議に先立ち、永吉会長は、出席へのお礼を述べ、「本日の臨時総会は、昨年度をもって退任された学識経験理事である、川野敏彦・県農政部長の後任を選任していただくもの。議事が円滑に進行できるよう、ご協力を賜りたい」と挨拶した。

その後、金峰町土地改良区の坂口二郎理事長が議長に選任され、役員の補欠選任について審議された。

役員の選任は、定款第19条第1項に、総会において選任された選考委員が推薦した者のうちから総会において選任すると定められ、同第3項には、選考委員及び役員の選任の方法は規約で定められている。そのため、各区域から推薦された7名の選考委員候補が、臨時総会で審議・承認された。その後、選考委員は別室で役員選考委員会を開き、平成30年度役員の補欠選任に係る選考を審議した。

選考委員からは、学識経験理事として県農政部長の本田勝規氏が推薦され、臨時総会において報告・承認された。

#### [新理事]

- ・本田 勝規（県農政部長）  
就任日：平成30年4月23日  
任期：平成32年3月31日

## 平成29年度 第2回地域土改連絡協議会及び 土地改良区地域連絡会議を県内各地域で開催



7管内で各水土里ネット等が集まった

本会では、2月下旬に県内7地域で、県、市町村、土地改良区及び本会職員が出席して、第2回地域土改連絡協議会及び土地改良区地域連絡会議を開催した。

両会議は、各地域の特性を踏まえ、農業農村整備事業の円滑な展開に向けた推進課題等について研修、情報提供、意見交換等を行うことにより、会員の意向を把握し、諸課題への対応策検討等を目的に開催している。

- 鹿児島地域:2月19日  
十八番館
- 南薩地域:2月20日  
総合保健福祉センター ふれあいかせだ
- 北薩地域:2月20日  
本会北薩事務所
- 始良・伊佐地域:2月22日  
かごしま空港ホテル
- 大隅地域:2月26日  
かのや大黒ランドホテル
- 熊毛地域:2月26日  
ホテルニュー種子島
- 奄美地域:2月28日  
奄美観光ホテル

地域土改連絡協議会では、3月20日に開催した、第60回通常総会提出議案の説明及び決議案の承認を行った。

また、土地改良区地域連絡会議では、主に下記の内容について説明し意見交換を行った。

### (土地改良区地域連絡会議)

- ・農地中間管理機構関連事業及び土地改良区体制強化基本計画について
- ・土地改良制度の見直し検討状況について
- ・連絡事項等

はじめに、農地中間管理機構関連事業及び土地改良区体制強化基本計画について、県農地整備課の担当職員が、土地改良法の一部改正により創設された、農業者の同意や費用負担なしで基盤整備ができる事業の内容や、その他法改正について説明した。また、土地改良区体制強化基本計画の内容の充実化と、大規模土地改良区には、BCP(土地改良区の業務継続計画)を作成するよう促した。

続いて、本会職員が、土地改良区の在り方改革として、今国会に改正法案を提出予定の総代会制度や組合員資格、財務会計など、土地改良制度の見直しに関する検討状況について情報提供を行った。

最後に、連絡事項として、10月に開催された土地改良区連絡会議の開催結果の報告、近年の事件・事故の発生状況報告、個人情報保護規程例の改正、複式簿記の導入時期等について説明した。

特に、土地改良法制度の改正については、改正内容によって、今後の土地改良区運営に大きな影響を与えることが考えられるため、出席者も真剣に説明を聞いていた。

本会では、今後も引き続き、土地改良区に関する課題等について、土地改良区地域連絡会議や土地改良区連絡会議等を利用して意見や要望を伺い、行政、関係機関とも連携しながら、解決へ向けた取り組みを進めることとしている。



## 本会の活動

### 平成29年度 水土里ネット役職員研修会を開催



挨拶する本会の永吉会長

本会では、1月23日、県内水土里ネットの役職員を対象とした、平成29年度水土里ネット役職員研修会を、かごしま県民交流センターで開催した。当日は、県内各地の69水土里ネットから、役職員ら180名が参加した。

会に先立ち、本会の永吉弘行会長が、出席に対するお礼を述べた後、「平成30年度の農業農村整備予算が決定し、平成29年度の補正予算と合わせると大幅削減前の当初予算額を上回った。これは、土地改良代表の進藤金日子参議院議員をはじめ、国会議員の先生方の日頃のご尽力はもとより、県並びに関係機関と連携した要請活動の成果とも言える。土地改良区を取り巻く情勢としては、改正土地改良法の施行をはじめ、相続未登記農地等の活用に関する検討など新たな動きもあり、今後も動向を注視していく必要がある。本会としても、皆さま方のご意見、ご要望を的確に発信しながら、本県農業農村と、それを支える土地改良区の発展に向けた支援に引き続き取り組んでいく。今後ともご支援ご協力を賜りたい」と挨拶した。

研修会では、はじめに、平成29年度農業農村整備優良地区コンクールの中山間地域等振興部門で、全国水土里ネット会長賞を受賞した、中川ふるさと保全会（日置市）の比良精一副代表が活動紹介を行った。

同地域は、県内有数のイチゴ産地。畑地帯総合整備事業による畑地かんがい施設整備と

ほ場整備の実施を契機に、イチゴ団地が形成された。保全会では水土里サークル活動等を活用し、イチゴを介したさまざまな交流や商品開発を行っていることや、子どもからお年寄りまで、どの世代の人も活動に参加しやすいよう、組織体制を工夫していることなども紹介した。

次に、本会総務部管理課の亀井主幹が4年に1度実施される「土地改良区運営実態等統計調査」について、平成29年6～7月に実施された調査結果をもとに、土地改良区の財政状況や業務運営、将来における課題等に関して、過去の調査結果との推移を示しながら、本県の土地改良区の現状について説明した。

続いて、県農地整備課の飯田靖技術主幹が土地改良法の一部改正について、平成29年9月に施行された、改正土地改良法の内容や創設された農地中間管理機構関連事業の手続き等について解説した。農地中間管理機構関連事業の農業者の費用負担分は国費負担となることや、農業用排水施設の耐震化事業については、農業者の費用負担が発生する場合があることなど、留意点を説明した。



耕作放棄地対策について説明する大津専務理事

次に、県農業会議の大津清司専務理事が耕作放棄地解消にかかる農業委員会の取り組みについて説明した。県内の耕作放棄地の状況や農業委員会の役割、耕作放棄地調査や解消に向けた取り組みのほか、農地利用の確認や遊休地の実態把握等のため、毎年実施している農地パトロールや遊休農地解消と農地集積・集約化を図

るための「1・5・一絵（いちごいちえ）」活動について、詳しく説明した。

午後からは、農地中間管理事業をテーマに、県農政部並びに農地中間管理機構（県地域振興公社）の各担当者が講義を行った。

まず、県農村振興課の福山聡技術専門員が、事業制度の概要や本県における担い手への農地集積の状況、農地中間管理事業の取り組みの現状等について説明した。

次に県地域振興公社の徳富優生調査役兼技術補佐が、農地中間管理機構の取り組みについて説明し、農地中間管理事業の仕組みや活用のメリット、県内の事例等を紹介した。

最後に県農地整備課の平岡博文技術主幹兼係長は、法改正により創設された、農地中間管理機構関連農地整備事業の概要と採択要件の検討状況、事業実施の手順や本県での取り組み状況等を説明した。



研修を受ける出席者

質疑応答では、出席者から「法改正で創設された突発事故の復旧事業について、突発事故は緊急を要し申請手続きを行う時間的余裕はない。応急工事後に補助がもらえるような仕組みにしてほしい」、「農業委員会が調査した結果は、土地改良区へも情報の提供・共有してほしい」、「農地中間管理機構として中山間地域等の対策の充実を図ってほしい」といった意見や要望が出され、それぞれの担当者が回答した。



質問する財部町土地改良区堀野理事長

最後に、参議院議員で全国水土里ネット会長会議顧問の進藤金日子氏が、「我が国の食料と農業を考える」と題し、農業農村整備事業に関する情勢報告や食料自給率の問題、農家所得向上のための施策などについて講演した。

また、新たに全国水土里ネット会長会議顧問に就任された、元農林水産省地域整備課長の宮崎雅夫氏も研修会場を訪れ、「農業農村は日本の未来を支える礎。私も進藤顧問とともに、農業農村の発展のために力を尽くしたい。お集まりの土地改良区の皆さんには、ぜひ、ご意見ご要望をお聴かせいただきたい」と挨拶した。



進藤顧問（左）と宮崎顧問

本会では、会員支援の一環として、研修会のさらなる充実へ向けて、今後も取り組むこととしている。



## 本会の活動

### 全国土地改良功労者等表彰及び農業農村整備優良地区コンクール表彰伝達式を開催

第59回全国土地改良功労者等表彰及び農業農村整備優良地区コンクール表彰が、3月26日、東京都で開催された。

土地改良功労者等表彰には、本県から金峰町土地改良区が最高賞の農林水産大臣表彰を受賞したほか、団体表彰2土地改良区、個人表彰2名、農業農村整備優良地区コンクール表彰を1団体が受賞した。

4月17日、本会では県土地改良会館において表彰伝達式を開催した。式では、受賞者のプロフィールを紹介後、永吉弘行会長より表彰状が授与・伝達された。

伝達後、永吉会長は、長年にわたり農業農村整備事業の推進に尽力してこられた受賞者にお祝いとお礼を述べ、これまでの功績をたたえた。そして、「農業農村をとりまく情勢は、依然として厳しい状況だが、国、県の新たな農政の展開においても、土地改良区をはじめ、地域の関係機関の果たす役割は再認識されてきている。皆さんにはこの受賞を励みに、今後も農業農村整備事業の推進と、本県農業の発展のため、引き続きご尽力を賜りたい」と祝辞を述べた。

以下、受賞団体及び個人を紹介する。

#### 全国土地改良功労者表彰

##### 《農林水産大臣表彰》

##### ●金峰町土地改良区

薩摩半島の中央に位置し、万之瀬川や金峰ダムを水源とした受益面積911ha、組合員数2,999名の土地改良区。平成17年、組織の運営基盤の強化を図るため、金峰ダム土地改良区、金峰町阿多御新田土地改良区、金峰土地改良区の3つが新設合併し、設立された。

合併によって、役員や総代定数を見直した(役員64%減、総代71%減)ほか、賦課徴収事務の一元化と賦課基準を見直し(平均約10%減)、組合員の負担軽減に努めた。また、南さ

つま市と積極的に連携し、市単独事業の支援も受け、安定した運営を行っている。

水土里情報システムの農地筆情報は、賦課金システムの個別所有農地の賦課情報と連動させ、賦課状況を視覚的に役職員に知らせることで未収賦課金の徴収率を向上させた。

また、給水栓や保護柵の設置等を直営施工し、組合員の工事負担金を軽減させたほか、水土里サークル活動では、事務受託や施設の保全管理への技術指導にも取り組んでいる。

さらに、小水力発電事業(農業農村整備事業)では、本県で2例目の取り組みとして平成15年から運用を開始し、売電収入は発電施設の運営費や基幹水利施設の運転経費に充て、組合員の負担軽減や組織運営の安定化につなげた。発電会計は平成22年度から複式簿記を導入していたが、平成31年度からは一般会計を含む全会計で複式簿記の本格導入を目指している。

こうした全国でも模範となる取り組みが評価され、農林水産大臣表彰の受賞となった。



農林水産大臣表彰受賞の金峰町土地改良区

##### 《団体表彰》

##### ●金章 喜界土地改良区

奄美群島の喜界島に位置し、国内では2例目となる地下ダムを水源とした受益面積1,677ha、組合員数642名の土地改良区。

これまで、基幹水利施設管理事業や土地改良施設維持管理適正化事業等を計画的に導入し、維持管理にあたってきた。

地下ダムは一般にも開放しており、年間1,300人もの見学者が訪れる。土地改良区では、パネルや畑地かんがい設備を展示し、水土里ネットの役割などを伝え、農業農村整備事業のPRも積極的に行っている。

平成24年度には21創造運動のさなえ賞、平成25年度には銀章を受賞した。

### ●銀章 鹿屋市輝北町土地改良区

鹿屋市最北西部に位置し、梅ヶ渡川、大鳥川、堂籠川を水源とした、水田が主体の受益面積293ha、組合員数801名の土地改良区。

平成5年からほ場整備事業を実施し、梅ヶ渡地区をはじめ、計画的に水田を整備した。現在は、維持管理が中心。平成27年には、輝北町諏訪原土地改良区を吸収合併した。

水土里サークル活動にも取り組み、地域住民との共同活動で、施設周辺の草刈りや水路の泥上げなど、地域資源の保全管理にも努めている。平成11年度には銅章を受賞した。

### 《個人表彰》

#### ●道免 勇（笠野原土地改良区理事長）

平成9年、笠野原土地改良区の役員に、平成22年度から理事長に就任した。

平成25年には九州では初めてとなる国営施設機能保全事業、平成27年度には県営農業水利施設保全合理化学業を導入し、組合員の負担軽減に努めた。また平成28年の台風16号災害では、強力なリーダーシップのもと、土地改良区単独では初めてとなる災害事業を申請し、重責の中、災害復旧に努めた。

温厚篤実で実行力に富み、卓越した見識と指導力で、土地改良事業の発展に尽力した。本会の第60回通常総会では、県知事表彰を受賞した。

#### ●俵積田 秀人（南薩土地改良区前事務局長）

昭和57年、南薩土地改良区に採用され、平成26年には事務局長として、南薩畑地かんがい事業の推進と土地改良区の健全な運営等に貢

献した。

なかでも、組合員1万人分の手作業による賦課通知書の作成においては、独自の賦課金システムを構築し、電算化による賦課事務の大幅な軽減に寄与した。また、平成25年に開始した県営畑地かんがい施設の給水栓等の更新事業では、事業導入に尽力し、農業用水の安定供給に貢献した。

組合員への対応も穏やかで、親切で誠実に向き合うため、信頼も厚い。本会の第60回通常総会では、県知事表彰を受賞した。

### 農業農村整備優良地区コンクール表彰 《中山間地域等振興部門》

#### 全国水土里ネット会長賞

#### 中川地区 [中川ふるさと保全会] (日置市)

日置市の東端に位置する中川地区は、県内でも有数のイチゴの産地。昭和36年に栽培を開始し、昭和44年、県内第1号となる団体営畑地帯総合整備事業によって、ほ場整備と畑地かんがいを実施し、産地として発展した。

中川ふるさと保全会は、平成24年度から水土里サークル活動に取り組み、景観形成をはじめ、休耕田の活用、小学校や幼稚園と連携したイチゴの収穫・加工体験を通じて、農業に関心を深める場を提供している。

現在はイチゴを使った特産品開発にも力を入れ、地元の酒造メーカーと共同で、イチゴリキュールを商品化する等、地域の特産品を活用した地域づくりに取り組んでいる。



受賞された皆さん

## 平成30年度 農業農村整備事業関係予算の概要

一般会計の総額が過去最大の97兆7,128億円となる平成30年度予算が3月28日、可決、成立した。農林水産関係予算の総額は、2兆3,021億円と前年度より50億円の減となったが、農村振興局関係予算は前年度比108.2%の4,348億円が計上され、平成29年度補正予算1,452億円を加えると5,800億円となり、大幅削減前の平成21年度当初予算額を上回った。

農業農村整備事業関係予算の内訳は、農業農村整備事業<公共>が、前年度比104.1%の3,211億円で127億円の増、平成29年度補正額の1,370億円をあわせると4,581億円となり、前年度当初比148.5%の増額となった。農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化、耐震化対策や突発事故への対応等を推進することとされている。

また、農山漁村地域整備交付金<公共>のうち農業農村整備分として639億円が計上され、地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援することとされている。農地耕作条件改善事業等<非公共>には、平成29年度補正額をあわせると380億円が計上され、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進することとされている。

予算の概要及び重点事項は、次のとおり

### 平成30年度 農林水産関係予算の骨子

#### 総括表

区 分	29 年 度 予 算 額	30 年 度 概算決定額 A	(29年度補正追加額)	
			補 正 額 B	A + B
	億円	億円	億円	億円
農 林 水 産 予 算 総 額	23,071	23,021	4,680	27,701
(対前年度比)	—	99.8%	—	120.1%
1. 公 共 事 業 費	6,833	6,860	2,229	9,089
(対前年度比)	—	100.4%	—	133.0%
一般公共事業費	6,641	6,667	1,811	8,478
(対前年度比)	—	100.4%	—	127.7%
災害復旧等事業費	193	193	418	610
(対前年度比)	—	100.0%	—	317.0%
2. 非 公 共 事 業 費	16,238	16,161	2,451	18,612
(対前年度比)	—	99.5%	—	114.6%

- (注) 1. 金額は関係ベース。  
 2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。  
 3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備事業関係予算 概算決定の概要

(単位:億円)

	29年度 予算額	30年度 概算決定額 A	29年度 補正額 B	合計 A+B
農業農村整備事業	3,320	3,709 (111.7%)	1,452	5,161 (155.5%)
農業農村整備事業(公共)	3,084	3,211 (104.1%)	1,370	4,581 (148.5%)
農地耕作条件改善事業等(非公共)	236	298 (126.6%)	82	380 (161.4%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共)	-	200 (皆増)	-	200 (皆増)
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	701	639 (91.2%)	-	639 (91.2%)
計	4,020	4,348 (108.2%)	1,452	5,800 (144.3%)
【参考】				
その他関連(公共)	115	115 (100.0%)	190	304 (265.5%)
〔 海岸事業(農地海岸) 災害復旧事業等(農地・農業用施設等) 〕	33 82	33 82	- 190	33 271
その他関連(非公共)	64	64 (100.0%)	-	64 (100.0%)
〔 農家負担金軽減支援対策事業 受託工事等実施費 〕				
参考 計	4,198	4,526 (107.8%)	1,642	6,168 (146.9%)

- (注) 1 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。  
 2 下段()書きは平成29年度予算額との比率である。  
 3 平成29年度補正額はTPP等関連対策を含む。  
 4 農地耕作条件改善事業等の平成29年度補正額には、中山間地域所得向上支援事業の基盤整備分82億円を含む。  
 5 その他関連(非公共)については、農業農村整備事業を実施する上で関連する予算を計上。  
 農家負担金軽減支援対策事業: 土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るための無利子貸付等の事業。  
 受託工事等実施費: 国営土地改良事業による工事に関連し、共同事業として工事を実施するための経費等。

## 農業農村整備事業の概要

(単位:億円)

事 項	29年度 当初予算額	29年度 補正予算額	30年度 概算決定額	対前年度比 (%)	29年度補正予算額 + 30年度概算決定額	対前年度比 (%)
	①	②	③	③/①	②+③=④	④/①
農業農村整備事業						
国営かんがい排水	1,186	205	1,162	98.0%	1,367	115.3%
国営農地再編整備	197	196	221	112.1%	416	211.5%
国営総合農地防災	262	58	265	101.1%	322	123.2%
直轄地すべり	12	0	10	86.8%	11	90.2%
水資源開発	73	1	72	98.9%	73	100.2%
農業競争力強化基盤整備	580	677	667	115.1%	1,344	231.7%
農村地域防災減災	508	234	528	103.9%	762	149.9%
土地改良施設管理	156	-	157	100.4%	157	100.4%
その他	111	-	128	116.0%	128	116.0%
計	3,084	1,370	3,211	104.1%	4,581	148.5%

- (注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。  
 2. 平成29年度補正予算額はTPP等関連対策を含む。  
 3. その他には後進地域開発特別法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。  
 4. 国営総合農地防災には土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)、農村地域防災減災には土地改良施設突発事故復旧事業(補助)を含む。

## <抜 粋>

### 平成30年度農林水産関係予算の重点事項

(※)各事項の( )内は、平成29年度当初予算額

## 1. 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

### (1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化

#### ① 農地の大区画化等の推進<公共>

1,110億円の内数(1,034億円の内数)(農業農村整備事業で実施)【29補正:350億円】

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進

#### ② 農地耕作条件改善事業等

298億円(236億円)

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

## 2. 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

#### ① 水田の畑地化・汎用化の推進<公共>

1,110億円の内数(1,034億円の内数)【29補正:457億円】

- 平場・中山間地域等において、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備を推進するとともに、転換に必要な水利用調整等を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図ることにより、高収益作物への転換を促進

## 3. 強い農林水産業のための基盤づくり

### (1) 農林水産基盤整備(競争力強化・国土強靱化)

#### ① 農業農村整備事業<公共>

3,211億円(3,084億円)【29補正:1,370億円】

- 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化・農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化、耐震化対策や突発事故への対応等を推進

#### ② 農地耕作条件改善事業(再掲)

298億円(236億円)

#### ③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

200億円(-)

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を実施

#### ④ 農山漁村地域整備交付金<公共>

917億円(1,017億円)

- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

### (2) 農林水産関係施設整備

#### ① 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

2億円(2億円)【29補正:1億円】

- 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

#### 4. 農山漁村の活性化

##### (1) 日本型直接支払の実施

- ① 多面的機能支払交付金 484億円 (483億円)
- ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付
- ② 中山間地域等直接支払交付金 263億円 (263億円)
- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

##### (2) 中山間地農業の活性化支援

- ① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共> 400億円 (400億円)  
(優先枠等を設けて実施)
- ・ 傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加など中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援
- ② 中山間地域所得向上支援対策 【29補正300億円】  
(うち本体100億円うち優先枠200億円)
- ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援
- ③ 中山間地域等直接支払交付金(再掲) 263億円 (263億円)

##### (3) 再生可能エネルギーの導入・活用の促進

- ① 再生可能エネルギー導入等の推進 (食料産業・6次産業化交付金等で実施)  
21億円の内数 (10億円の内数)
- ・ 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援

## 平成30年度農林水産関係予算のポイント

総額 2兆3,021億円(2兆3,071億円)  
[29年度補正予算増額: 4,680億円]

### 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(※【】は、平成29年度補正予算で計上)

<b>○ 農地中間管理機構による農地集積・集約化</b>	
・農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化	112億円(155億円)
・農地の大区画化等の推進<公共>(農業農村整備事業で実施)	1,110億円の内訳(1,034億円の内訳)
・農地耕作条件改善事業	298億円(236億円)
・樹園地の集積・集約化の促進(果樹園地耕作条件改善事業で実施)	56億円の内訳(57億円の内訳)
<b>○ 農業委員会及び推進委員による農地利用の最適化</b>	
・農業委員会の活動による農地利用最適化の推進	133億円(123億円)
・機構集積支援事業(農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化で実施)	28億円(29億円)
<b>○ 法人経営・集約経営・新規就農など多様な担い手の育成・確保</b>	
・農業経営法人化支援総合事業	9億円(7億円)
・農業人材強化総合支援事業	233億円(202億円)
〔うち農業次世代人材投資事業	175億円(140億円)
・経営体育成支援事業	27億円(28億円)
・担い手確保・経営強化支援事業	[50億円]
・農業支援外国人適正受入サポート事業	2億円(—)
・女性が変わる未来の農業推進事業	1億円(—)

### 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

・水田活用の直接支払交付金	3,304億円(3,150億円)	[50億円]
・農業再生協議会の活動強化等	84億円(83億円)	
・米穀周年供給・需要拡大支援事業	50億円(50億円)	
・米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等	1億円(1億円)	
・畑作物の直接支払交付金(所要額)	2,065億円(1,950億円)	
・収入減少影響緩和交付金(所要額)	746億円(746億円)	
・水田の畑地化・汎用化の推進<公共>(農業農村整備事業で実施)	1,110億円の内訳(1,034億円の内訳)	[457億円]
・収入保険制度の実施	260億円(—)	

### 強い農林水産業のための基盤づくり

<b>○ 農林水産基盤整備(競争力強化・国土強靱化)</b>		
・農業農村整備事業<公共>	3,211億円(3,084億円)	[1,370億円]
・農地耕作条件改善事業(再掲)	298億円(236億円)	
・農業水路等長寿命化・防災減災事業	200億円(—)	
・森林整備事業<公共>	1,203億円(1,203億円)	[125億円]
・林業・木材産業成長産業化促進対策(林業成長産業化総合対策で実施)	235億円の内訳(—)	
・治山事業<公共>	597億円(597億円)	[195億円]
・水産基盤整備事業<公共>	700億円(700億円)	[119億円]
・漁港機能増進事業	26億円(10億円)	
・農山漁村地域整備交付金<公共>	917億円(1,017億円)	
<b>○ 農林水産関係施設整備</b>		
・強い農業づくり交付金	202億円(202億円)	[447億円]
・産地パワーアップ事業	[100億円]	
・農畜産物輸出拡大施設整備事業	[25億円]	
・加工施設再編等緊急対策事業	[25億円]	

### 農林水産分野におけるイノベーションの推進

・目標を明確にした戦略的技術開発と社会実装の加速化	79億円(92億円)	
・生産性革命に向けた革新的技術開発事業	[10億円]	
・革新的技術開発・緊急展開事業	[60億円]	
・開発技術の迅速な普及(100兆円産出事業交付金で実施)	24億円(24億円)	
・農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業	1億円(1億円)	

### 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

<b>○ 農林水産物の輸出力強化</b>	
・海外販売促進活動の強化と輸出環境整備	36億円(28億円)
・輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備	10億円(10億円)
・輸出に取組む事業者への支援の強化	[36億円]
・輸出拠点の整備	[100億円]
〔農畜産物輸出拡大施設整備事業(再掲)	[71億円]
〔水産物輸出拡大緊急対策事業<一部公共>	
<b>○ 規格・認証・知的財産の戦略的推進</b>	
・GAP拡大の推進	6億円(—)
・地理的表示保護制度活用総合推進事業	2億円(2億円)
・植物品種等海外流出防止総合対策事業	1億円(1億円)
・日本発規格の国際化	1億円(1億円)
・規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進	[8億円]
<b>○ 農林水産物・食品の高付加価値化</b>	
・食料産業・6次産業化交付金	17億円(—)
・6次産業化支援対策(林業成長産業化総合対策等)で実施	24億円の内訳(23億円)
・食育の推進(食料産業・6次産業化交付金等)で実施	17億円の内訳(3億円)
・国産農産物消費拡大事業	4億円(5億円)
・持続可能な循環資源活用総合対策	2億円(2億円)
・農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用(財投資金) A-FIVEによる出融資枠125億円の内訳	

### 食の安全・消費者の信頼確保

・安全な生産資材の供給体制の整備	4億円(3億円)
・薬剤耐性対策(消費・安全対策交付金等)で実施	24億円の内訳(23億円の内訳)
・消費・安全対策交付金(再掲)	20億円(19億円)
・家畜衛生等総合対策	55億円(55億円)
・産業動物獣医師の育成・確保対策	2億円(2億円)
・産地偽装取締強化等対策	3億円(3億円)

### 農山漁村の活性化

<b>○ 日本型直接支払の実施</b>	
・多面的機能支払交付金	484億円(483億円)
・中山間地域等直接支払交付金	263億円(263億円)
・環境保全型農業直接支払交付金	25億円(24億円)

・林業・木材産業成長産業化促進対策(林業成長産業化総合対策で実施)	235億円の内訳(—)	
・合板・製材・集成材国際競争力強化対策<一部公共>	[400億円]	
・浜の活力再生交付金	68億円(54億円)	
・水産業競争力強化緊急事業	[230億円]	
・特殊自然災害対策施設緊急整備事業	2億円(2億円)	[1億円]

### ○ 畜産・酪農の競争力強化

・畜産・酪農経営安定対策(所要額)	1,864億円(1,763億円)	
・酪農経営体生産性向上緊急対策事業	30億円(60億円)	
・畜産生産能力・体制強化推進事業	5億円(4億円)	
・飼料生産型酪農経営支援事業	70億円(70億円)	
・飼料増産総合対策事業	10億円(10億円)	
・草地関連基盤整備<公共>(農業農村整備事業で実施)	69億円(62億円)	[95億円]
・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	[575億円]	
・国産チーズの競争力強化(このほか国産チーズ振興枠90億円)	[150億円]	
(上記国産チーズ振興枠90億円を含む)	[10億円]	
・畜産・酪農生産力強化対策事業	[10億円]	
・飼料生産基盤活用促進緊急対策事業	[5億円]	

### ○ 品目別生産振興対策

・野菜果実安定対策事業(所要額)	166億円(172億円)	
・次世代施設園芸の取組拡大		
〔次世代施設園芸拡大支援事業	4億円(5億円)	
〔次世代型大規模園芸の拡大(産・産業者づくり交付金)で実施	(優先枠) 20億円(20億円)	
・果樹支援関連対策		
〔果樹農業好循環形成総合対策事業	56億円(57億円)	
〔果樹の輸出環境の整備の推進(海外販売促進活動の強化と輸出環境整備)で実施	6億円の内訳(—)	
・甘味資源作物生産支援対策	102億円(98億円)	[16億円]
・畑作物転換事業	[30億円]	
・地域特産作物支援関連対策		
〔茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業	15億円(16億円)	
〔茶の輸出環境の整備の推進(海外販売促進活動の強化と輸出環境整備)で実施	6億円の内訳(—)	
・花き支援関連対策		
〔国産花きイノベーション推進事業	7億円(8億円)	
〔花き流通の効率化(食品流通合理化促進事業)で実施	3億円の内訳(—)	

### ○ 生産資材価格の引下げ・流通・加工の構造改革

・食品流通拠点整備の推進(強い農業づくり交付金)で実施	202億円の内訳(202億円の内訳)
・農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査	1億円(—)
・食品流通合理化促進事業	3億円(—)
・食品産業イノベーション推進事業	1億円(—)
・食品産業等生産性向上緊急支援事業	[2億円]
・農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援(財投資金) A-FIVEによる出融資枠 125億円の内訳(財投資金) 農日本政策金融公庫による融資枠6,150億円の内訳	

### ○ 中山間地農業の活性化支援

・中山間地農業ルネサンス事業<一部公共>(優先枠等)で実施	400億円(400億円)
・中山間地域所得向上支援対策(優先枠等)で実施	
・中山間地域等直接支払交付金(再掲)	263億円(263億円)
・中山間地域等	[60億円]

### ○ 「農泊」の推進と農山漁村の振興

・「農泊」の推進(農山漁村振興交付金)で実施	57億円(50億円)	[3億円]
・農山漁村振興交付金	101億円(101億円)	[3億円]
・荒廃農地等利活用促進交付金	2億円(2億円)	

### ○ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

・再生可能エネルギー導入等の推進(林業成長産業化総合対策等)で実施	21億円の内訳(10億円の内訳)	
・木質バイオマス利用拡大(林業成長産業化総合対策)で実施	4億円(—)	
・鳥獣被害防止対策	105億円(97億円)	[13億円]

### ○ 再生可能エネルギーの導入・活用の促進

・再生可能エネルギー導入等の推進(林業成長産業化総合対策等)で実施	21億円の内訳(10億円の内訳)
・木質バイオマス利用拡大(林業成長産業化総合対策)で実施	4億円(—)

### 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

・林業成長産業化総合対策<一部公共>	235億円(—)	
・林業成長産業化総合対策(非公共)	155億円	
・森林整備事業のうち成長産業化誘引枠	60億円	
・合板・製材・集成材国際競争力強化対策<一部公共>(再掲)	[400億円]	
・森林整備事業<公共>(再掲)	1,203億円(1,203億円)	[125億円]
・森林・林業人材育成対策		
〔「緑のふくり」総合支援対策	48億円(—)	
〔成長産業化支援人材育成対策(林業成長産業化総合対策)で実施	235億円の内訳(—)	
・森林・山村の多面的機能の発揮		
〔森林・山村多面的機能発揮対策	15億円(17億円)	
〔地域における林業経営の推進(林業成長産業化総合対策)で実施	235億円の内訳(—)	
・治山事業<公共>(再掲)	597億円(597億円)	[195億円]
・花粉発生源対策推進事業	1億円(1億円)	
・「クリーンウッド」利用推進事業	[2億円]	

### 漁業の成長産業化と資源管理の高度化

・資源調査の充実による資源管理の高度化	46億円(43億円)	
・漁業経営安定対策	218億円(250億円)	
・漁業の成長産業化	164億円(130億円)	
〔漁業構造改革総合対策事業	49億円(40億円)	
〔浜の活力再生交付金(再掲)	68億円(54億円)	
〔浜と企業の連携円滑化事業	1億円(—)	
・漁業人材育成総合支援事業	8億円(9億円)	
・加工・流通の高度化	11億円(14億円)	
・水産業競争力強化緊急事業(再掲)	[230億円]	
・増養殖対策	15億円(14億円)	
・漁場環境保全・技術開発・普及推進	14億円(15億円)	
・水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援	43億円(43億円)	
・外国漁船対策等	148億円(133億円)	[124億円]
・捕鯨対策	51億円(51億円)	
・水産基盤整備事業<公共>(再掲)	700億円(700億円)	[119億円]
・漁港機能増進事業(再掲)	26億円(10億円)	

## 土地改良法の一部改正について

農林水産省が、国会に提出した土地改良法改正案が6月1日の参議院本会議で可決された。

昨年に続いて改正されるもので、昨年から継続検討されてきた「土地改良区の在り方」に関する改正が柱。改正案には、組合員の高齢化や土地持ち非農家の増加などに対応するため、現行の組合員に準ずる「准組合員」が創設されるほか、理事の資格要件や総代制度の見直しなどが盛り込まれている。

中でも、財務会計制度の見直しでは、会計の透明性を確保するため、決算関係書類として、収支決算書のほか、原則として貸借対照表を作成することと、土地改良区の監事のうち、1人以上は員外監事を選任することなどが示された。

今回の法改正の概要については、次のとおり。

### 土地改良法の一部を改正する法律案の概要

平成30年3月  
農林水産省

#### I 趣旨

近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる。

#### II 法案の概要

##### (1) 組合員の資格交替の円滑化等

① 所有者から耕作者へ資格交替する場合の農業委員会の承認制を廃止し、届出制とする。また、農地中間管理機構が農地の貸借に係る組合員の資格得喪を土地改良区に通知したときは、資格得喪通知をしたものとみなす。

(第3条第2項及び第43条第3項)

② 土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員とすることができる。准組合員は、議決権や選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べるができる。また、准組合員は、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することができる。

(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項)

##### (2) 理事の資格要件の見直し

土地改良区の理事の定数の5分の3以上は、原則として耕作者たる組合員とする。

(第18条第5項)

##### (3) 利水調整のルール化

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、総会の議決を経て、利水調整規程を定めるものとする。

(第30条第1項第2号及び第57条の3の2)

##### (4) 土地改良施設の管理への参加

土地改良区は、地域住民を構成員とする団体を施設管理准組合員とすることができる。施設管理准組合員は、議決権や選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることができる。また、施設管理准組合員には、土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2)

##### (5) 総代会制度の見直し

① 総代会の設置要件を組合員数200人超から100人超とするとともに、総代の定数を30人以上とする。

② 総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止する。

③ 総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。(第23条)

##### (6) 土地改良区連合の業務の拡充

二以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、共同して事務や附帯事業を行うため、土地改良区連合を設立することができる。

(第77条)

##### (7) 財務会計制度の見直し

① 土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備する。

(第29条の2)

② 土地改良区の監事のうち1人以上は、原則として員外監事を選任するものとする。

(第18条第6項)

#### III その他

(1) 施行期日は、平成31年4月1日とする。ただし、貸借対照表に係る規定は、平成34事業年度から適用する。

(附則第1条及び附則第6条)

(2) その他所要の規定の整備を行う。

<抜 粋>

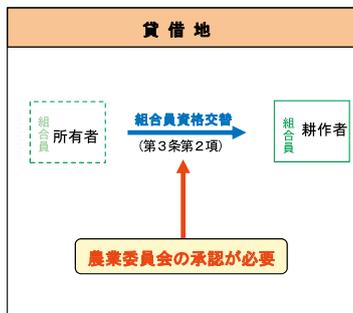
## 2 組合員資格に関する措置

### (1) 資格交替手続の円滑化

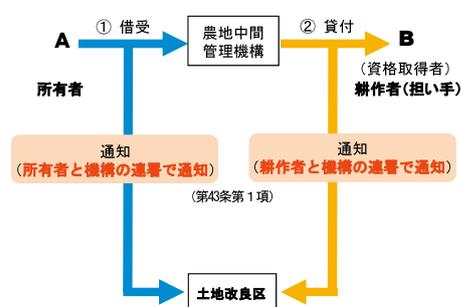
(課題) 今後、所有者から耕作者への組合員の資格交替を円滑に進めるためには、**手続きの簡素化**が必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者から耕作者へ資格交替する場合にも農業委員会の承認が必要</li> <li>農地中間管理機構による農地の貸借の場合、所有者と機構、機構と耕作者のそれぞれが連署で土地改良区に組合員の資格得喪を通知する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会の承認制を廃止し、届出制</li> <li>農地中間管理機構が単独で土地改良区に組合員の資格得喪を通知</li> </ul>

#### <農業委員会の承認>



#### <当事者の連署による資格得喪通知>



### (2) 准組合員制度の創設

(課題) 今後、所有者から耕作者への組合員の資格交替を円滑に進めるためには、**耕作者が段階的に事業運営に参加できる仕組みや、賦課金・夫役の負担の一部を所有者が担いできるような仕組み**が必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>自作地では所有者 (= 耕作者) が組合員、貸借地では耕作者 (農業委員会の承認を得れば所有者) が組合員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借地で①所有者が組合員の場合の耕作者、②耕作者が組合員の場合の所有者を准組合員とすることが可能</li> </ul> <p>※ 1 准組合員の導入の有無は、土地改良区の総会で決定 (定款記載事項)。土地改良区が導入を決めた場合でも、一筆毎の地権者の任意加入制。</p> <p>※ 2 准組合員は、議決権や選挙権は有しないものの、総会へ出席し、意見を述べる事が可能。准組合員は組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。</p>

### (3) 理事の資格要件の見直し

(課題) 今後、土地持ち非農家が増加する中で、**土地改良区の運営に耕作者の意向を適切に反映**させる必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の5分の3以上は組合員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員</li> </ul> <p>※ 耕作者が少ない土地改良区は例外 (省令で規定)。</p>

(4) 利水調整のルール化

(課題) 近年、**耕作者の経営規模の拡大に伴う農作業の長期化・コメの作付品種の多様化**により、**耕作者の水需要(時期・水量)**が変化しており、**水需要の実態に応じた農業用水の配分調整ルールを設定**する必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>利水調整に係る規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良区は<b>総会の議決を経て利水調整規程を策定</b>                      ※ ほ場毎の<b>農業用水の具体的な配分量・配分期間</b>は、従来通り、<b>用水調整委員会の意見</b>等を踏まえ決定。</li> </ul>

<地区事例：H法人（新潟県）>

○ 経営規模の拡大（9ha（H18）→106ha（H27））に伴い、農作業の効率化を図るため、水稲品種を多様化。

収穫時期		作付品種	
月	旬	従来	現在
8月	下旬		ゆきん子舞（主食用米） 五百万石（雑米）
	中旬		こしいぶき（主食用米）
9月	下旬	コシヒカリ（主食用米）	コシヒカリ（主食用米）
	中旬		
	月上旬		
10月	下旬		筑みの幹（雑穀用米） みずほの輝き（主食用米）
	中旬		北陸193号（飼料用米）
	月上旬		みつひかり（雑穀用米）
11月	上旬		

<利水調整規程の規定事項（イメージ）>

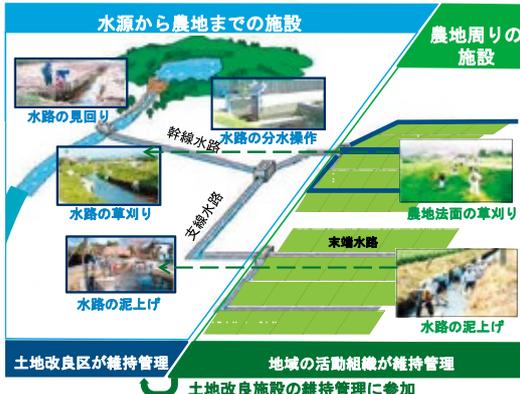
- 利水調整の基本方針**
  - 地区内の耕作者に対して**公平・適正に農業用水を配分**すること。
- 用水配分の決定方法（プロセス）**
  - 耕作者の用水配分に関する**意向把握の方法**
  - 用水地区毎の**用水量・用水期間の決定時期及び決定方法**
  - 組合員への用水配分の**周知方法**
- 用水期間中の事情変更への対応**
  - 渇水時**における**用水量等の調整方法**
  - 用水期間の変更等にかかる**耕作者からの申出手続**

(5) 土地改良施設の管理への参加

(課題) 今後、組合員数の減少が見込まれる中、土地改良施設の維持管理に支障を来すおそれ。農地周りの水路等の維持管理に取り組んでいる**地域の活動組織が土地改良施設の維持管理に参加できるようにする**必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員の夫役により土地改良施設の管理（水路の草刈りや泥上げ等）を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>地域の活動団体を施設管理准組合員とし、施設の維持管理に参加できるようにすることが可能</b>                      ※1 施設管理准組合員の導入の有無は、土地改良区の総会で決定（定款記載事項）。</li> <li>※2 施設管理准組合員は、<b>議決権や選挙権は有しないものの、総会へ出席し、意見を述べる</b>ことが可能。施設管理准組合員には、<b>土地改良施設の管理への協力を求める</b>ことが可能。</li> </ul>

<土地改良区と地域の活動組織による維持管理のイメージ>



<地域の活動組織による維持管理の例>

**多面的機能支払の活動組織による維持管理**

○ 農家、非農家、自治会等で構成される活動組織を設立し、地域共同によるため池堤体の草刈りや周辺の植栽活動を実施。

ため池堤体の草刈り

**町内会やPTAによる維持管理**

○ 農家と町内会や小学校PTA等が連携し、地域が一体となって水路の泥上げ作業に取り組み、担い手の営農活動に貢献。

水路の泥上げ作業

<土地改良区内で活動する多面的機能支払組織数>

地区内において活動組織の取組実績がある土地改良区数	2,541地区
上記に該当する活動組織数	18,335組織

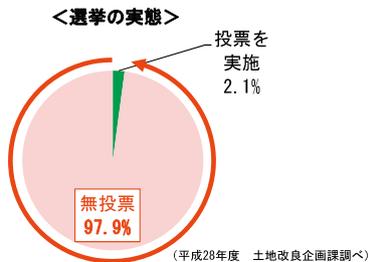
(平成29年度 土地改良企画課調べ (回答数3,829土地改良区))

### 3 体制の改善に関する措置

#### (1) 総代会制度の見直し

(課題) 今後、組合員数の減少が見込まれる中、**総代会を活用して、土地改良区の組織決定を機動的に行える**ようにする必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>総代会の設置要件は組合員数が<b>200人超</b></li> <li>総代定数は<b>組合員数に応じて段階的に設定</b> (30人以上, 40人以上, 60人以上, 80人以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総代会の設置要件は組合員数が<b>100人超</b></li> <li>総代定数は<b>30人以上</b></li> </ul>
<p>(課題) 総代の選挙について、<b>無投票の場合も、選挙管理委員会の管理による選挙に係る事務・費用等が負担</b>。また、総代が出席できない場合にも議決権を行使できるよう、<b>議決方法を弾力化</b>する必要。</p>	
現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>総代選挙は<b>選挙管理委員会</b>の管理により実施</li> <li>書面や代理人による議決権行使は<b>不可</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総代選挙は<b>土地改良区</b>の管理により実施</li> <li>書面や代理人による議決権行使が<b>可能</b></li> </ul>



#### <他団体における総代会の書面・代理人議決の可否>

団体	事項	総会	総代会
農業共済組合		○	○
農業協同組合		○	○
土地改良区		○	×

#### (2) 土地改良区連合の業務の拡充

(課題) 今後、土地改良区の体制の脆弱化が見込まれる中、**事業の効率化・コスト削減**の観点から、**土地改良区連合が行う事業の多様化**を図る必要。

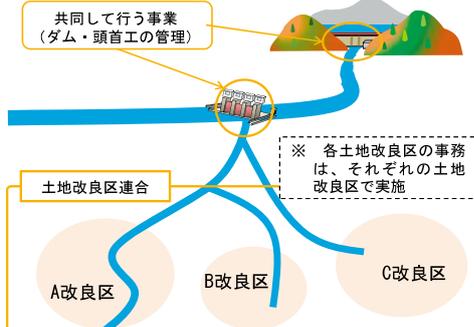
現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良区連合の設立は共同で<b>土地改良事業を行う場合のみ</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同で<b>施設の維持管理事務</b>(施設の見回り・監視、賦課金の徴収、会計事務等)や<b>附帯事業</b>(小水力発電等)を行う場合も<b>土地改良区連合の設立が可能</b></li> </ul>

#### <土地改良区連合の現状>

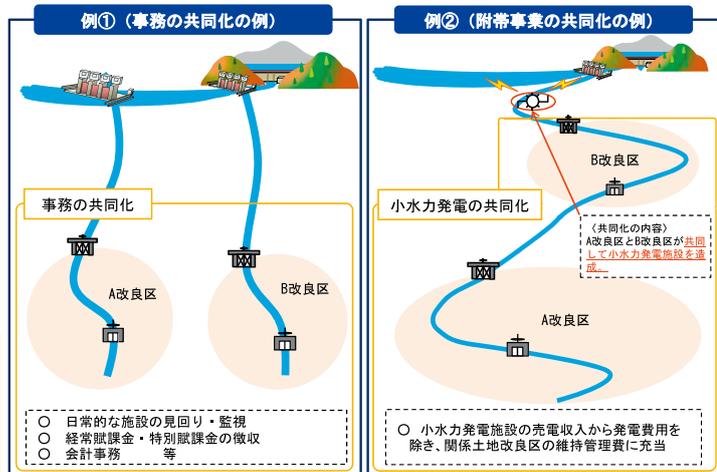
区分	地区数	面積 (ha)	組合員数 (人)
全国	76	267,178	399,272

(平成28年度 土地改良企画課調べ)

#### <土地改良区連合の現行制度>



#### <事務・附帯事業の共同化のイメージ>

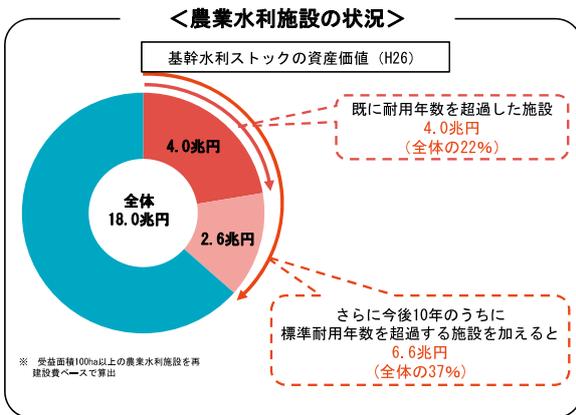




### (3) 貸借対照表等の決算関係書類の作成・公表

(課題) 土地改良区における複式簿記の実施状況は約1%。土地改良施設の老朽化が進展する中、施設の更新事業費を計画的に積み立てていくためには、複式簿記の導入を進める必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>決算関係書類は事業報告書、収支決算書、財産目録のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算関係書類として、現行の収支計算書等に加え、原則として<b>貸借対照表を作成・公表</b></li> </ul> <p>※1 土地改良施設を管理していない土地改良区は例外(省令で規定)。          ※2 既存土地改良区は平成34事業年度から貸借対照表を作成。</p>



#### <土地改良区の複式簿記の実施状況 (H28)>

土地改良区等総数 (A)	うち実施済み地区数 (B)	割合 (B/A)
4,661	59	1.3%

(平成28年度 土地改良区調査) ※土地改良区等総数4,661の内訳は、土地改良区4,585、土地改良区連合76

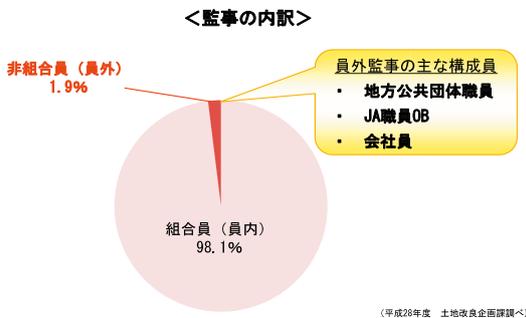
#### <複式簿記(貸借対照表)のメリット>

- 貸借対照表の作成により、**土地改良区の財務状況(資産と負債の関係)が明確化**。
- 土地改良施設の減価償却を行い、**施設の現在価値を明示**。
- 土地改良区の財務状況に応じて、**将来の施設更新に備えた積立を行う**ことにより、**計画的に施設更新を図る**ことが可能。

### (4) 員外監事の導入

(課題) 近年、土地改良区における不祥事の金額が多額に上るケースも発生している中、監査体制の強化が必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>監事の2分の1以上は組合員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事のうち<b>1人以上は原則として員外監事</b></li> </ul> <p>※ 公認会計士・税理士と顧問契約を締結している場合、県土連の会計指導員から指導を受けている場合、土地改良区連合により会計を共同化している場合の土地改良区は例外(省令で規定)。</p>



#### <近年の不祥事(多額の横領)>

区分	不祥事の概要
平成20年度 A土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計担当職員が、長男の借金返済に充てるため、管理していた土地改良区の定期預金を勝手に解約し、普通預金に振り替えて引き出すなどして、運営に必要な積立金のうち約7.5億円を横領。</li> </ul>
平成28年度 B土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長が、先物取引の損失に充てるため、管理していた土地改良区の複数の口座を勝手に解約し引き出すなどして、運営に必要な積立金のうち約7.3億円を横領。</li> </ul>

## 農家負担金軽減支援対策事業の拡充について

農家負担金軽減支援対策事業は、土地改良事業等の円滑な推進を図るとともに、事業を契機とした意欲と能力のある経営体への農地集積等に取り組む地域に対し、農家負担金の軽減と計画的償還の一層の推進を図るものである。

農業の成長産業化のためには、担い手への農地利用の集積・集約化が極めて重要であり、平成35年度までに担い手への農地利用の面積シェアを8割に引き上げるという政府目標を踏まえた制度の拡充となっている。

今回拡充された内容は、以下のとおり。

### ○水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（拡充）

担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して行う、農家負担金の無利子貸付を行う事業で、採択要件のうち、担い手農地利用集積率の目標値の見直し。

現行		改定	
採択時	目標	採択時	目標
40%未満	50%以上	80%未満	10ポイント以上増加 <sup>※</sup>
40%～50%未満	10ポイント以上増加		
50%～55%未満	60%以上	80%～90%未満	5ポイント以上増加
55%～90%未満	5ポイント以上増加		
90%～95%未満	95%以上	90%～95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加	95%以上	シェア増加
100%	維持	100%	維持

- ※①目標集積率60%未満は採択しない。  
 ②目標集積率8割以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りではない。  
 ③受益面積3,000ha以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りではない。

### ○農地有効利用推進支援事業（新規）

農地耕作条件改善事業を実施する地区で、担い手への農地利用集積率が概ね8割以上となる地区に対して、次の支援を行う。

#### ①事業費助成型

対象者：土地改良区、農業協同組合、農業法人等

補助金額：当該年度の受益者負担金の償還利子相当額の5/6以内

#### ②一括前払助成型

対象者：農地中間管理機構、農地集積円滑化団体等

補助金額：当該年度の一括前払金借入資金の償還利子相当額以内

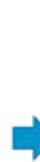
## 農家負担金軽減支援対策事業（拡充）

○担い手への農地利用集積率の向上を要件として土地改良区等の事業負担金に対して無利子資金貸付を行う「水田・畑作経営所得安定対策等支援事業」について、担い手への農地の利用集積を加速化させるため、採択要件の見直しを行う。  
 ○農地耕作条件改善事業の実施に当たり、担い手への農地利用集積率が概ね8割となる地区を対象に支援を行う「農地有効利用推進支援事業」を追加。

### 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（実施主体：民間団体（公募））【拡充】

○採択要件 担い手農地利用集積率

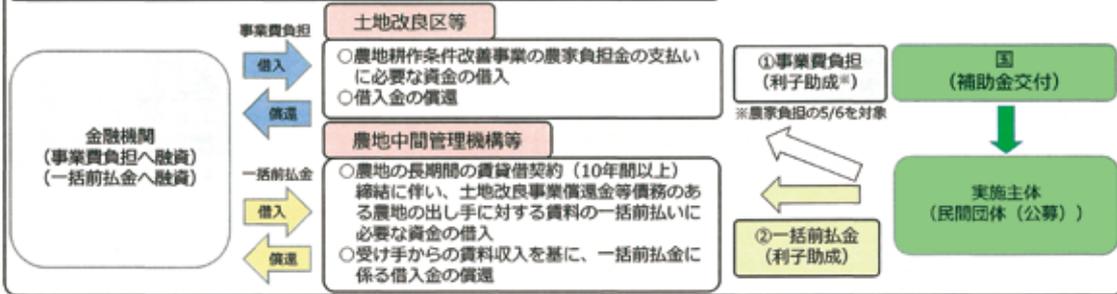
採択時	目標
40%未満	50%以上
40%～50%未満	10ポイント以上増加
50%～55%未満	60%以上
55%～90%未満	5ポイント以上増加
90%～95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加
100%	維持



採択時	目標
80%未満	10ポイント以上増加※
80%～90%未満	5ポイント以上増加
90%～95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加
100%	維持

※①目標集積率60%未満は採択しない。  
 ※②目標集積率8割以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。  
 ※③受益面積3,000ha以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。

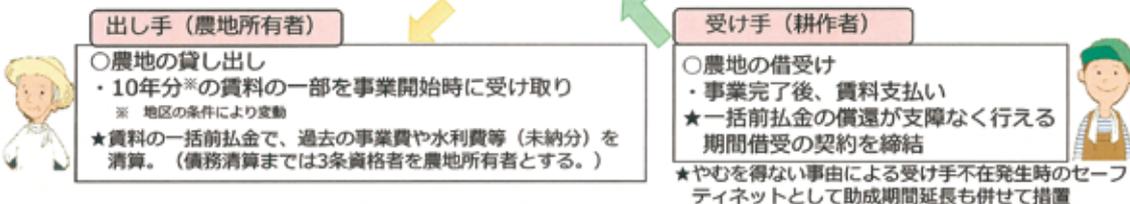
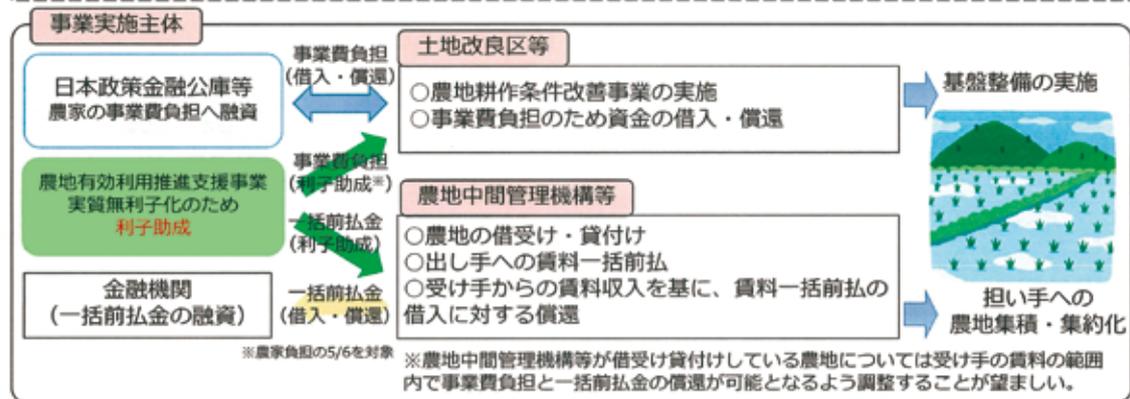
### 農地有効利用推進支援事業（実施主体：民間団体（公募））【新規】



## 平成30年度概算決定 農家負担金軽減支援対策事業の拡充（農地有効利用推進支援事業の新設）

耕作条件の改善に関心・意欲が低い農地所有者に対して、事業負担の軽減を図りつつ、耕作条件の改善を行うとともに、まとまった資金を一括前払して、土地改良事業償還金等債務の清算等を促すことにより、農地の担い手への集積・集約を加速化させる新たな仕組みを構築

拡充事項：農地耕作条件改善事業の農家負担軽減のための利子助成を農家負担金軽減支援対策事業に新設



## 土地改良区の在り方に関する説明及び意見交換会を開催



説明を行う青木課長補佐（中央）

1月11日、本会において土地改良区の在り方に関する説明会が開催され、農林水産省土地改良企画課の青木公平課長補佐をはじめ、九州農政局、鹿児島県、土地改良区、本会役職員ら計18名が出席した。

はじめに九州農政局土地改良管理課の藤原武生課長が、日頃からの土地改良事業推進に対するお礼を述べ、「平成28年11月に土地改良法の一部が改正されたが、土地改良区の在り方については、継続検討されており、昨年から実態調査やキャラバンを通じて、地域の要望を把握するよう努めてきたところ。本日は、その検討状況について、本省青木課長補佐より説明していただく」と挨拶した。

次に、本会の西野一秀専務理事が、「土地改良区の在り方の議論については、組合員の特殊性を踏まえた上で行う必要がある。事前に意見要望等も提出し、全国からも多くの意見が寄せられている。本日の説明を受け、率直な意見交換ができればと思う」と挨拶した。

続いて、農林水産省青木課長補佐が、出席並びに日頃の農業農村整備振興施策への尽力に対するお礼を述べた後、今後の土地改良区の在り方について、検討過程を説明した。

（説明項目）

1. 農業競争力強化プログラムでの位置づけ
2. 土地改良区の現状
  - (1)土地改良区の業務等
  - (2)土地改良区の組合員（事業参加資格者）
3. 組合員資格をめぐる課題

- (1)資格交替の円滑化
  - (2)組合員の資格交替手続き
  - (3)理事の資格要件
  - (4)農業用水の配分方法
  - (5)土地改良施設の維持管理
4. 土地改良区の体制をめぐる課題
- (1)総代会制度
  - (2)土地改良区の事務統合の推進
  - (3)財務会計
    - ①複式簿記会計
    - ②会計監査

この後、意見交換が行われ、出席者からは「もっと現場の声を汲み上げて、議論・検討してほしい」、「政策が担い手や農地集積ありきに思われる。小規模農家を取り残されないような政策を望む」、「水利用調整規程の設置が義務化されれば、問題を掘り起こすことになりかねない」、「複式簿記の導入については、小規模土地改良区では困難。法律に明記するのはやめてほしい」、「総代の人員確保が難しい状況。総代定数の引き下げを検討してほしい」等の意見・要望が寄せられた。

これを受けて、青木課長補佐は、それぞれの質問に対し、現在の検討状況や方向性等を説明し、「要望については持ち帰り、検討したい」と回答した。

最後に藤原課長が「今回の説明が決定事項ではない。今後各地で開催する説明会、意見交換を踏まえて、法改正、制度改正に取り組む」と締めくくった。



熱心な意見交換が行われた

## 平成29年度 土地改良換地士部会 及び換地業務検討会を開催



換地士部会

2月13日、平成29年度土地改良換地士部会及び換地業務検討会が県土地改良会館において開催された。この会議は、土地改良換地士の技術力向上と換地業務の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に毎年開催しているもので、県内で業務にあたる土地改良換地士ら22名及び今年度土地改良換地士試験に合格した本会職員2名が出席した。

部会では、11月9日と10日に沖縄県で開催された、換地関係異議紛争処理実務研修会に出席した本会職員が、九州各県における異議紛争処理の事例について報告を行ったほか、今後、中間管理権が設定された農地は、農地中間管理機構関連事業が推進されることから、事業内容及び採択要件、注意事項等についても説明した。また、県農地整備課用地換地係の担当者より、換地計画書審査における留意点に関する説明も行われた。

引き続き開催された換地業務検討会では、各管内の業務進捗状況の報告が行われた後、本会職員が、平成29年度から検証を行っている全国版新換地システムの仕様等について説明を行った。

出席者は、今般の事業制度、管内の業務処理状況及び新たなシステムによる業務処理方法等について理解を深めた。

## 平成29年度 農用地利用集積 推進対策会議を開催



農用地利用集積推進対策会議

3月16日、平成29年度農用地利用集積推進対策会議が県土地改良会館において開催され、農用地利用集積推進対策委員及び関係者、あわせて12名が出席した。

この会議は、土地改良区体制強化事業の実施要綱に基づき設置されているもので、ほ場整備完了後に農用地の利用集積を推進する地区に対し、指導・助言等を行う。

まず、平成28年度からの継続地区である曾於市笠木原地区の状況報告及び今後の利用集積に向けての課題が報告された。同地区では、農地の有効利用は図られているものの、ブロックローテーションにより転作区域が毎年変更されるため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定が進んでいない状況が報告された。委員からは、今後、利用権設定を進めるためには、生産組織の法人化が必要ではないかとの助言があった。

また、平成29年度より推進地区となった奄美市の屋仁地区においては、担い手農家が地区内農地の約41.5%を耕作しているが、利用権を設定している農地は約16.6%程度にとどまっていることが報告され、委員から、今後は利用権未設定地の解消と、担い手農家に対する指導が必要との助言を受けた。

最後に、平成30年度の推進地区として、志布志市の野井倉下段地区が新たに選定された。

## 鹿児島県水土里情報システム (MK-Maps)運用研修会を開催



演習問題に取り組む参加者

本会では、5月14日から18日にかけて、鹿児島県水土里情報システム（以下、MK-Maps）を導入している団体等を対象に、水土里情報システム運用研修会を県土地改良会館で開催した。

この研修会は、システムの運用を円滑に進めるための、基本的な操作方法と運用方法を習得することにより、MK-Mapsの有効活用が図られることを目的に開催している。

5回に分けて開催した研修には、利用団体から計53名（28団体）が参加した。

研修会では、本会職員がMK-Mapsの概要と基本操作について説明を行い、参加者は、実際にシステムを操作するなどの演習を交えながら、操作方法やさまざまな機能と運用方法について学んだ。

また、今回の研修の他に、利用団体のニーズに合わせた個別の操作研修会も随時実施していることも説明した。参加者からは、「業務上、使用頻度の高いシステムなので、このような研修を多く開催してほしい」等の意見や感想が寄せられた。

### － 研 修 内 容 －

- 水土里情報システム(MK-Maps)の概要
- 水土里情報システム(MK-Maps)の操作説明
- 操作演習
- 質疑応答

## 標準積算システム運用研修会を開催



パソコンを使った操作研修

本会では、5月14日及び15日に、県土地改良会館において、標準積算システム運用研修会を開催した。

この研修会は、標準積算システムを導入している市町村等の担当者を対象に、システムの運用を円滑に進めるための、必要最低限の運用手順と積算書作成手順を習得することを目的に開催している。同研修会は、2回に分けて開催され、市町村や土地改良区、本会の職員等62名（33団体）が参加した。

運用研修会では、標準積算システムVer.3のシステム構成やコード構成などの概要と、積算書作成の基本操作について、本会職員が説明を行った。参加者は、実際に標準積算システムVer.3を操作し、当初積算書の作成から変更積算書の作成まで、一連の流れを通して、基本的な操作方法やさまざまな機能及び運用上の注意点を学んだ。

参加者からは、「初めてシステムを使用したけど、思ったより使いやすかった」等の意見や感想をいただいた。

### － 研 修 内 容 －

- 標準積算システムの概要
- 標準積算システムの操作説明
- 操作演習
- 質疑応答

## 県農業集落排水事業連絡協議会 第28回通常総会を開催



通常総会開催状況

5月28日、鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会は、第28回通常総会を県土地改良会館において開催した。

同協議会は、農業集落排水事業の円滑な推進に資することを目的に、同事業を計画、実施または完了した地区をもつ市町村が会員となり、同事業の要請活動をはじめ、啓発・広報、情報収集及び提供、教育研修等を行うもので、総会には、会員23名のうち、委任状を含む22名が出

席した。

開会にあたり、同協議会の隈元新会長（伊佐市長）が「農業集落排水施設の長寿命化を推進し、更新整備を計画的に取り組みなければならない」と挨拶した。

その後、平成29年度の事業実績及び収支決算が報告されたほか、平成30年度の事業計画及び収支予算について審議され、いずれの議案も原案どおり承認された。

農業集落排水施設は、県内で58施設が整備されているが、供用開始後20年が経過し、更新を必要とする施設は、平成30年3月末で22施設と、年々増加している。

当該施設の長寿命化を図るためには、計画的な機能診断と整備構想の策定が重要であるため、総会では、協議会を中心に計画的に更新事業が実施されるよう、円滑な事業推進を目指して取り組むことが確認された。

### 水土里ネットの更新情報

（設立・解散、理事長の変更等）

#### ●新理事長

- いちき串木野市土地改良区  
寺師 和男（就任日：平成30年2月1日）
- 大浦瀨干拓第二土地改良区  
窪 修一（就任日：平成30年4月1日）
- 坊津町清原土地改良区  
清水 正孝（就任日：平成30年4月1日）
- 肝属南部土地改良区  
木場 一昭（就任日：平成30年4月1日）
- 曾於東部土地改良区  
下平 晴行（就任日：平成30年4月1日）
- 野井倉土地改良区  
畑山 敏郎（就任日：平成30年4月1日）
- 東串良町林田土地改良区  
久保田 義春（就任日：平成30年4月2日）
- 伊佐市大口土地改良区  
甲斐 隆喜（就任日：平成30年4月5日）

- 川辺町土地改良区  
上久保 純一（就任日：平成30年4月8日）
- 大隅町天神領土地改良区  
吉川 春美（就任日：平成30年4月13日）
- 始良市三叉土地改良区  
比良 文識（就任日：平成30年4月19日）
- 鹿屋市飯隈土地改良区  
福永 久夫（就任日：平成30年4月20日）

#### ●理事長職務代理者

- 十三塚原土地改良区  
山下 勝義（平成30年5月23日）

#### ●解散

- 知覧町土地改良区（平成30年5月7日）

## 「疏水のある風景」写真コンテスト2017 本県から1名が入選

2月16日、「疏水のある風景」写真コンテスト2017の審査会が、東京都で開催された。この写真コンテストは、疏水などの農業水利施設の役割や多面的機能について、広く国民に理解を得ることを目的に開催されている。

11回目の開催となった今回は、全国の写真愛好家77名より寄せられた170点の中から、最優秀賞1点、優秀賞2点、農村振興局長賞1点、全国土地改良事業団体連合会長賞1点、入選15点が選ばれ、本県からは、諏訪園保さん(80)が日置市の八幡神社神田で撮影した「お田植え祭り」が入選した。

審査会では、織作峰子審査委員長(写真家)が、「疏水がどのようにして私たちの生活に関係しているのかが、写真を見てよくわかる。上位入賞作品を見ると、身近にある疏水の四季折々の風景をしっかりと観察し、撮影されている。疏水の大切さ、疏水を守ろうとする気持ち、美しく撮影しようとする気持ちが作品を通じて伝わってくる」と講評した。

入選した諏訪園さんは、「入賞したと聞いて嬉しい。入賞を狙って撮影しているわけではないが、今後の撮影の励みになる」と喜ぶ。

同コンテストのことは、鹿児島県農業農村整備情報センターが主催する公募写真展「かごしまフォト農美展」に作品を持ち込んだ際、事務局が配布していたチラシで知った。2015年から、毎回2点ほどを応募しており、今回で3回目となる。初めて応募した2015年にも、「柴井堰の掛け替え」という作品が入選に選ばれた。

今回撮影の舞台となったのは「せつべとべ」と呼ばれる伝統行事で、毎年6月に日置市の八幡神社で行われている。県内外から多くの見物人が訪れる人気行事であることから、今回の撮影場所に選んだそうだ。

この写真でこだわったポイントとして、「手前に大きくアジサイを入れることで季節感を出し、奥で円陣を組んで勢いよく飛び跳ねる若者

の姿を捉えることで、動きを感じられる写真にしたかった」とのこと。

定年後、何か趣味を持とうと陶芸などさまざまなことに挑戦したが、写真を撮ることの楽しさに惹かれ、その魅力にすっかりはまってしまった。お祭りが好きで、県内あちこちに出かけては、祭りの写真はもちろん、その土地ならではの農作業風景や花、海なども撮っている。

写真を撮影するときは、何度もその土地へ足を運んで地元の方と話をする等、信頼関係を築くように心掛けている。そうすることで、撮影に関しても、快く了承してもらえるそうだ。

同コンテストをはじめ、複数の写真展でも入賞している諏訪園さんにとって写真の何が魅力かを尋ねると、「何よりも、自分が撮影していて楽しいこと。それに、撮影場所を探しながら目的地まで歩くので健康にも良い」と笑いながら話してくれた。

今後の目標は、「見た人それぞれに、感動を与えられるような写真を撮ること」だという。

入賞作品は、全国水土里ネットのホームページでも閲覧できる。

<http://www.inakajin.or.jp/>



諏訪園 保「お田植え祭り」  
八幡神社神田(日置市)



## きらり★水土里女子



土地改良区事務所で

湧水町吉松土地改良区（平谷元一理事長）には、とても明るく元気な女性がいる。平成22年から事務職員として勤務している村岡良枝さんだ。湧水町吉松で生まれ育ち、仕事をするなら大好きな地元で働きたいと考えていたとき、町の広報誌で募集案内を見たことが、土地改良区で働くきっかけだった。

勤め始めた頃は、前任からの引継ぎがほとんどできなかったこともあり、わからないことだらけ。日常的に使われる言葉の意味すら理解できない中、賦課金等は期限内に処理をしなければならず、パソコンのどこを見て、どんな手順で事務を進めればいいのか、全てが手探り状態だった。理事長に相談したり、同じ湧水町内の土地改良区職員に尋ねたりしながらなんとか対処していたが、最初の数年は、賦課金徴収の時期になると、日付が変わるまで業務をすることもあったそうだ。

当時は辛いことばかりだったと振り返る村岡さんだが、最近は役員の方から「いてくれないと困る」と言ってもらえるようになった。両親と同じような年代の方々と接することが多いのも楽しく、毎日が充実していると話す。かつて苦労していた賦課徴収事務は、土改連の会計システムを導入したことでスムーズな処理が可能になり、また、役員が精力的に組合員のところを回ってくれるため、未収金もないという。

普段は土地改良区事務所に常駐し、賦課金徴

村岡 良枝さん(湧水町吉松土地改良区)

収や航空防除（農薬散布）、水土里サークル活動、中山間地域等直接支払交付金の事務処理等を中心に事務全般を行っている。現場に出ることがないため、組合員から相談があると図面で場所を確認しているが、現場の様子をイメージできないこともある。最近は、機会があれば、実際に現場に足を運んでみたいと思うようになった。特に今は、硫黄山の噴火に伴う影響で、役員の方々が対応に追われているのを見ると、自分にも何かできないかと考えることが増えた。同土地改良区の受益地185.8haは水田で、農家の今後のことが気になっている。

村岡さんは、中学生と小学生の娘二人を持つ母でもある。休日は部活動の送迎や応援等、子ども中心で過ごす日が多いが、部活動がない日は、趣味の中型バイクで隣町のスーパーまで足を伸ばすこともある。後部座席には、日によって娘さんが交互に座り、休日の母娘の楽しみの一つになっているそうだ。自分の時間はあまりとれないが、子どもたちがいるから頑張れるし、それは周りの方の手助けがあるからこそ本当に感謝している。

取材中、組合員が事務所を訪れると、笑顔でテキパキと対応している姿が印象的だった。「ここにいられて良かった」。その言葉には、大好きなふるさとで自分らしく働ける喜びが溢れていた。



大切な娘たちと一緒に

## 曾於支部

### 曾於地域農業農村整備事業推進活動 －土地改良施設愛護活動－



草払いの様子

平成29年6月23日、曾於市財部町のいきいき親水公園において、曾於地域農業農村整備事業推進協議会の主催による、土地改良施設愛護活動が行われた。この公園は、中山間地域総合整備事業により造成されたもので、日頃から多くの地域住民が利用している。

当日は、施設利用の促進を図ることを目的に作業が行われ、公園内の水路敷や護岸、法面等の維持管理及び清掃活動に、県や市、土地改良区及び建設業者等の約70名が参加した。

作業開始時には雑草等が驚くほど生い茂っており、草払いにも、しばしば苦戦を強いられたが、重機の導入や建設業関係機関等の協力をいただいたことで、無事に活動を終えることができた。

作業を通して参加者の交流も図られ、一体感と達成感を得られた一日となった。



愛護活動終了後の記念撮影

## －そお市民祭・志布志市ふるさとまつり－



畑地かんがいの効果を説明（志布志市ふるさとまつり）

11月11日から12日にそお市民祭、同月26日に志布志市ふるさとまつりが開催され、当支部では、会場にブースを設け、関係者とともに畑地かんがい事業の説明を行った。

畑地かんがい事業によって作物の生育状態が良好になり（品質安定）、収量増加や生産性、収益性の向上が見込まれることや、曾於地域は茶の生産が多く、防霜効果が期待される点についても説明した。また、散水施設は作物に合った器具を選定できることや、給水栓装置の使用方法等の説明も行った。

両会場では、「自分の作る作物に適した散水方法は何か」といった相談をはじめ、多くの意見や要望等をいただいた。これらは、今後の業務に活かしていくこととしたい。

そして、今後も愛護活動やイベント等とおして、関係機関と連携しながら農業農村整備事業の推進を図るとともに、地域住民との交流も深めていきたい。



スタッフと記念撮影(そお市民祭)

## 熊毛事務所

### 第9回屋久島町ふるさと産業祭りに参加



子どもたちが太鼓の演舞を披露

4月22日、第9回屋久島町ふるさと産業祭りが町民すこやかふれあいセンターで開催された。この祭りは、毎年4月に開催されており、太鼓や踊り等が披露されるほか、自然豊かな屋久島ならではの、さまざまな特産品が販売される。

熊毛事務所に事務局を置く「種子・屋久の新しい農業農村整備を進める会」(以下、進める会)では、管内の農業農村整備事業を広くPRするため、祭りに参加した。

平成5年12月11日に、日本で初めて世界自然遺産に登録された屋久島には、年間を通して県内外や遠く国外からも、多くの観光客や登山客が訪れる。また、平成19年10月1日には、旧上屋久町と旧屋久町の合併により現在の屋久島町が誕生し、昨年、めでたく町制10周年を迎えた。

祭り会場は、町民はもとより、島外からも訪れた大勢の観光客でにぎわい、外国人の姿も見られた。また、平成20年から姉妹都市盟約を結んでいる熊本県の菊陽町からも、地元のPRを兼ねて関係者等が祭りに参加した。菊陽町には、江戸時代に加藤清正公が、杉を屋久島から取り寄せて植えたという屋久杉伝説が残っているそうだ。

進める会では、会場のブースにパソコンを設置し、本会が開発した地図情報システム、MK-

3DMapsを紹介したほか、農業農村整備事業のパネル展示や第26回かごしまフォト農美展の作品展示等を行った。

ブースを訪れた方々には、MK-3DMapsによって三次元表示された屋久島町の地形や農地、津波による浸水予測範囲等を職員が説明し、画面を動かしながら見ていただいた。中でも子どもたちは関心が高く、実際にMK-3DMapsを操作して学校や自宅を三次元表示で確認する等、興味津々だった。



MK-3DMapsの紹介

農業農村整備事業のパネル展示では、水土里サークル活動組織の位置図や活動状況写真を展示した。また、かごしまフォト農美展の作品展示の前では、多くの来場者が足を止めて写真に見入っており、菊陽町の方々には、特に好評であった。

今回の祭りでは、MK-3DMapsや農業農村整備事業のPRだけでなく、かごしまフォト農美展の写真をとおして、県内の農業農村の魅力も伝えることができた。当事務所では今後も、進める会を中心に管内の農業農村整備事業の推進と農業農村の発展に努めていきたい。



かごしまフォト農美展の写真展示

## 沖永良部支部

### 奄美地域「畑地かんがい・土地改良区」 基盤強化対策セミナーを開催



セミナー会場の様子

12月18日、和泊町手々知名のえらぶ長浜館において、奄美地域「畑地かんがい・土地改良区」基盤強化対策セミナーが開催され、九州農政局沖永良部農業水利事業所をはじめ、大島管内の県、市町村、土地改良区、本会職員ら約70名が参加した。

当セミナーは、国や県、市町村及び土地改良区並びに本会が連携を強化し、地元農家の意向に沿った畑地かんがい事業の完成に向け、新たな活動の展開を図ることを目的に、奄美地域「畑地かんがい・土地改良区」対策センターが毎年開催している。

はじめに、九州農政局沖永良部農業水利事業所の担当者が、地下ダムの構造について説明した。沖永良部島では、降雨による雨水の多くは、地表からそのまま浸透して地下水となり、海へ流れ出てしまう。これを堰き止めるために地下に「止水壁」を築き、地下水位を上げて取水する。沖永良部島では、過去に干ばつが続いたこともあり、地下ダムと畑地かんがい施設の整備は地元からの期待も大きい。

次に、大島支庁沖永良部事務所農村整備課と農業普及課の担当者が、畑地かんがい営農の推進に関し、散水器具やローテーションブロック等について説明を行った。

大島地域は、畑地かんがい事業が盛んなこと



地下ダムについて説明する九州農政局の担当者

もあり、参加者は熱心に話を聞いていた。

続いて、各土地改良区から現状と課題について報告があり、課題解決に向けた意見交換を行った。主な課題としては、畑地かんがい施設の老朽化や維持管理方法、役員や総代のなり手不足等があげられ、どのように対応すべきかについて意見が交わされた。



現状について報告する土地改良区職員

畑地かんがい事業により、作物の生産性の向上や安定した収量の確保が期待される一方、施設の老朽化による問題も多いことが、今回のセミナーで再認識され、具体的な課題として理解が進んだようだった。

現在、奄美地域においては、高生産性水利用農業の展開を図るため、畑地かんがい対策が急務となっており、各地域において国・県営事業の推進に積極的に取り組んでいる。

今後も奄美地域の畑地かんがい農業がさらに普及するよう、各関係機関と連携し、畑地かんがい事業の推進を行うことが、ますます重要であると改めて感じた。

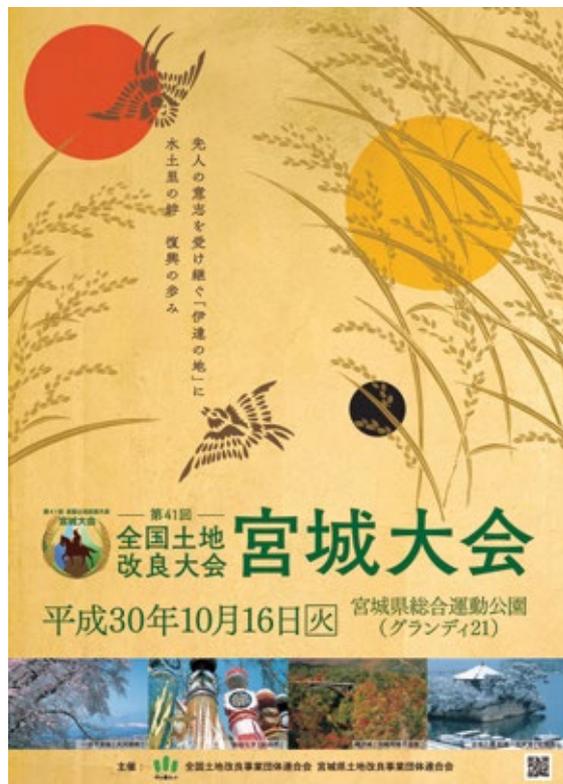
## 第41回 全国土地改良大会（宮城大会）の開催について

10月16日、第41回全国土地改良大会が、全国水土里ネットと水土里ネット宮城主催のもと、「先人の意志を受け継ぐ『伊達の地』に 水土里の絆 復興の歩み」をテーマに、宮城県総合運動公園（グランディ21）で開催されます。

大会概要は、以下のとおりです。詳細につきましては、本会の各事務所・支部を通じてご案内しますので、ぜひご参加ください。

### ○全国土地改良大会の開催趣旨

農業・農村の重要性と「農」や「食」、「環境」を支える基盤となる土地改良事業（農業農村整備）の価値や役割を広く国民に理解していただくとともに、東日本大震災から復興した宮城県の農業・農村の姿を、国民、農業者、水土里ネット、行政関係者など広く全国に発信することを目的に開催します。



### ○大会テーマ：

先人の意志を受け継ぐ『伊達の地』に 水土里の絆 復興の歩み

### ○大会の概要

1. 開催日：平成30年10月16日(火)12:30～16:00
2. 開催場所：宮城県総合運動公園(グランディ21)
3. 大会式典：土地改良事業功績者表彰、基調講演、事例報告、大会宣言、次期開催県紹介、大会旗引継ぎ等
4. 歓迎セレモニー：10月16日(火)12:30～12:50
5. 交歓会：10月16日(火)17:30～19:00 仙台国際センター
6. 併催行事：宮城県内物産市コーナー、宮城県の震災復興紹介コーナー
7. 事業視察：10月17日(水)～18日(木)  
日 帰 り：①亘理・山元コース、②仙台東・名取コース、③石巻・東松島コース  
1泊2日：①大崎・石巻コース、②県南部・中央コース、③県北部・東部コース
8. 主催：全国土地改良事業団体連合会、宮城県土地改良事業団体連合会
9. 参加者：全国の土地改良事業関係者等4,500名程度
10. 問合せ：水土里ネット鹿児島 総務部 総務課(TEL:099-223-6111)まで

## 第27回 かごしまフォト農美展 作品募集

本会と鹿児島県農業農村整備情報センターでは、鹿児島県内の魅力ある農業と農村をテーマに、第27回かごしまフォト農美展の作品を募集します。

1. 区 分：自由部門、課題部門「農の手仕事」
2. 応募規定：所定の様式に必要事項を記入し、作品の裏面に貼り付けること
  - ①単 写 真：モノクロ・カラーともに四つ切り以上半切まで
  - ②組み写真：1点につき4枚以内。レイアウトやサイズ、モノクロ・カラーは自由  
市販の白いスチレンボード（A1サイズ：594mm×841mm、厚さ5mm～7mm）に、記入済みの作品貼り付け用紙と組み写真キャプション（説明文）を貼る。
  - ③応募点数：自由部門、課題部門ともに一人10点以内
  - ④出 品 料：無料
3. 受 付：事務局へ郵送または持参にて受付
  - ①地方受付：平成30年8月20日（月）～24日（金） 本会各事務所・支部（県内8カ所）
  - ②中央受付：平成30年8月25日（土）9時～17時まで 県土地改良会館5階大ホール
  - ③郵 送：平成30年8月27日（月）必着
4. 審 査 会：平成30年9月6日（木）予定
5. 展 覧 会：平成31年1月8日（火）～14日（月・祝） 鹿児島市立美術館 一般展示室
6. 表 彰 式：平成31年1月12日（土）予定
7. 問 合 せ：鹿児島県農業農村整備情報センター  
水土里ネット鹿児島 総務部 管理課内（TEL:099-223-6195）まで

## 「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2018 作品募集

本会では、今年度も全国水土里ネットと共催し、小学生以下を対象に、「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2018の作品を募集します。

テーマは、「新発見/ぼくのわたしのふるさと」。田んぼやため池、農業用水路などの風景や大切な水路を守っている人たち、農業に関する古くから伝わる祭りや風習、郷土料理、さまざまな農作業風景など。詳しくは、全国水土里ネットホームページ「新・田舎人フォーラム」<http://www.inakajin.or.jp/>をご確認ください。

1. 応募方法：水土里ネット鹿児島または子ども絵画展事務局へ郵送
2. 応募〆切：平成30年9月12日（水）必着
3. 賞 状：入賞約24点、入選約160点程度を予定 ※今年度、参加賞はありません
4. 発 表：10月中旬頃に本人または代表者にお知らせ
5. 授 賞 式：平成30年12月初旬頃を予定 東京都美術館  
入賞者及び保護者1名を、授賞式に招待
6. 作品展示：平成30年12月3日（月）～11日（火） 東京都美術館  
平成31年1月8日（火）～14日（月・祝） 東京タワーフットタウン2階※  
※入賞作品のみ展示予定
7. 問 合 せ：水土里ネット鹿児島 総務部 管理課（TEL:099-223-6116）まで

## 平成30年度 農業農村整備優良地区コンクール 参加地区を募集

農業農村整備事業の実施を契機として、豊かで競争力ある農業や美しく活力ある農村の実現に取り組んでいる地区(団体)を表彰する農業農村整備優良地区コンクールが、今年も全国水土里ネットの主催で開催されます。農業振興部門と中山間地域等振興部門の2部門で募集を行います。

農業振興部門は、事業の実施を契機に、産地収益力の向上や担い手の体質強化が図られている地区、もしくは確実に見込まれる地区が対象です。また、中山間地域等振興部門は、中山間地域等において、農業振興部門の内容に加え、農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化や美しい農村環境の創造等を通じた地域づくりに取り組んでいる地区、もしくは確実に見込まれる地区が対象です。

応募の際は、水土里ネット鹿児島県の会長による推薦が必要となりますので、参加のご希望がございましたら、下記へお問い合わせください。

1. 応募部門：農業振興部門、中山間地域等振興部門(2部門)
2. 提出書類：推薦書、参加申込書、地区の概要、地区調書、その他説明資料
3. 賞：農林水産大臣賞、農村振興局長賞、全国水土里ネット会長賞
4. 選定方法：①参加申込、②県土連会長による推薦、③事前選考会、④選定審査会
5. 本会申込期限：平成30年6月29日(金)予定
6. 問合せ：水土里ネット鹿児島県 総務部 管理課(TEL:099-223-6116)まで

---

## 「疏水のある風景」写真コンテスト2018 作品募集

全国水土里ネット及び疏水ネットワークでは、疏水を含む農業水利施設の役割や多面的機能について広く知っていただくことを目的に、今年も「疏水のある風景」写真コンテスト2018の作品を募集します。例年、「ため池のある風景」写真コンテストと並び、本県からも多数応募のあるコンテストです。

応募に関する情報は、全国水土里ネットホームページ「新・田舎人フォーラム」(<http://www.inakajin.or.jp/>)をご覧ください。

1. テーマ：農業用水路などを含めた農村の景観や農業水利施設とともに生きる人々、生活の様子、疏水を活用した地域づくりなど、自由。ただし、作品に疏水が写っていることが条件。
2. サイズ：四つ切りまたはワイド四つ切り
3. 応募方法：カラー、モノクロは自由。合成写真不可。平成29年1月以降に撮影した未発表作品に限る。所定の応募票を作品の裏に必ず添付。
4. 応募〆切：平成31年1月11日(金) 当日消印有効
5. 発表：平成31年2月頃、全国水土里ネットホームページにて発表
6. 問合せ・応募先：TEL:03-3234-5480

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館 4階  
全国水土里ネット「疏水のある風景」写真コンテスト係

## 鹿児島県水土里サークル活動シンポジウムの開催について

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会では、水土里サークル活動に取り組む活動組織や農業団体、協議会会員、共生・協働の農村づくり運動推進協議会会員、水土里ネット、市町村、県、土改連等を対象に、基調講演や活動組織の事例発表等を通じて、活動のさらなる展開を目指した、水土里サークル活動シンポジウムを開催します。

詳細につきましては、関係者に追ってご案内しますので、ぜひご参加ください。

1. 開催日：平成30年8月23日(木) 13:00～16:00
2. 開催場所：宝山ホール(鹿児島市山下町5-3 TEL:099-223-4221)
3. 基調講演：三善 浩二 氏(元農林水産省職員)
4. 問合せ：水土里ネット鹿児島 事業部 農村整備課(TEL:099-223-6135)まで

## 九州「農地・水・環境保全」フォーラムin宮崎の開催について

ふるさと環境フォーラム・九州連絡会では、多面的機能支払交付金(本県の愛称:水土里サークル活動)に取り組む活動組織の事例発表等を通じて、活動組織の連携強化や士気の高揚、情報発信等を目的に、九州「農地・水・環境保全」フォーラムを開催します。

詳細につきましては、関係者に追ってご案内しますので、ぜひご参加ください。

1. 開催日：平成30年11月8日(木) 13:30～
2. 開催場所：メティキット県民文化センター(宮崎県宮崎市船塚3-210 TEL:0985-28-3216)
3. 問合せ：水土里ネット鹿児島 事業部 農村整備課(TEL:099-223-6135)まで

## 徳之島支部改修工事に伴う事務所移転について

本会徳之島支部は、事務所の改修工事を行うため、5月11日より、以下の仮事務所に移転しました。しばらくの間、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、これまで業務を行ってまいりました事務所(徳之島町)での業務再開は、10月下旬を予定しております。工事完了後、移転時期や電話番号等が決まりましたら、本会ホームページ等を通じてお知らせします。

### [徳之島支部 仮事務所]10月下旬頃まで

〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野7-1(旧天城町保健福祉センター)

TEL:0997-85-2316 / FAX:0997-85-2331

※移転にともない、電話番号及びファックス番号が変更になりました。

### [徳之島支部]10月下旬頃から

〒891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津7216 県合同庁舎内

※移転完了後、電話番号及びファックス番号は変更になります。

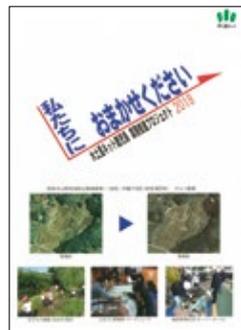
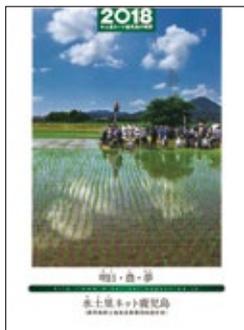
## 水土里ネット鹿児島 平成30年度版PRパンフレットを作成

本会の概要や業務活動を紹介する、平成30年度版PRパンフレットを作成しました。

本会概要誌「あすのゆめ明日・農・夢」では、本会の概要をはじめ、組織体制や平成30年度事業計画、主な事業活動等を紹介しています。今年度版では、水土里情報システムのページを拡充したほか、各事業活動等の事例も、最近のものに入れ替えてご紹介しています。

また、「私たちにおまかせください 業務推進プロジェクト2018」は、本会が行う各種事業をより具体的に紹介したものです。本会独自の地域支援事業をはじめ、事業計画書作成、換地に関する手続き、調査・設計等に係る各種事業、施設管理、水土里情報システムやGISを使った事業、会員支援等々、本会が実施している事業・業務の内容等を紹介しています。

会員の皆さまには、最寄りの事務所・支部を通じてお配りいたしますので、手にとっていただきますとともに、本会の事業活動等についても、お気軽にお問い合わせください。



(左)2018水土里ネット鹿児島の概要「明日・農・夢」

(右)「私たちにおまかせください」

水土里ネット鹿児島 業務推進プロジェクト2018

## 新規採用職員の紹介

本年4月から、2名の技術職員が新たに加わりました。これまでとは異なる環境の中、二人とも、それぞれの配属先で頑張っています。土改連の職員として、自負と責任を持って業務を全うできるよう、組織をあげて育成に取り組むこととしておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いたします。



さの こうき  
佐野 弘貴

曾於支部 畑地かんがい係 技師



まみや なおき  
間宮 直樹

徳之島支部 畑地かんがい係 技師

## 会議・研修会情報

主として会員を対象とする会議・研修会等の平成30年6月1日現在の予定です。  
変更になる可能性もありますので、詳細は事前に担当課までお問い合わせください。

開催日(予定)	名称	対象	場所(予定)	問合せ先
7月2日～6日	小水力等発電導入技術力向上研修専門技術者育成研修[法規編]	県農業水利施設小水力等発電推進協議会会員	東京都	土地改良研究所
7月12日～13日	土地改良施設維持管理適正化事業説明会	市町村、土地改良区	鹿児島市 (土改連本部)	事業部 農村整備課
7月23日～24日	第60回土地改良団体職員研修会	市町村、土地改良区、 土改連	東京都	総務部 総務課
7月下旬	水土里ネット鹿児島 第1回理事会	役員等	鹿児島市 (土改連本部)	総務部 総務課
7月30日～8月3日	平成30年度九州・沖縄ブロック換地事務新規担当者研修	県、市町村、土地改良区、 土改連	佐賀市	事業部 換地課
8月23日	鹿児島県水土里サークル活動 シンポジウム	水土里サークル活動組織、 県、市町村等	鹿児島市 (宝山ホール)	事業部 農村整備課
8月28日～29日	小水力等発電導入技術力向上研修 [技術力向上研修]	県農業水利施設小水力等発電推進協議会会員	東京都	土地改良研究所
9月8日～9日	第24回全国棚田(千枚田)サミット	棚田等保全協会かごしま会員、 市町村	長野県小谷村 <small>おまけりむら</small>	事業部 農村整備課
9月26日～27日	小水力等発電導入技術力向上研修 [会計運営技術者育成研修]	県農業水利施設小水力等発電推進協議会会員	東京都	土地改良研究所
9月下旬	標準積算システム運用説明会	市町村、土地改良区	鹿児島市 (土改連本部)	水土里情報センター
10月16日～18日	第41回全国土地改良大会(宮城大会)	県、市町村、土地改良区、 土改連	宮城県	総務部 総務課



▼日本に唯一残存する、柴井堰といわれる鹿屋市串良町の川原園井堰。この井堰からの取水で田んぼを作る農家の姿を捉えたドキュメンタリー映画、「柴井堰と生きる」を鑑賞してきました。農家の高齢化や後継者不足が進む中、柴井堰の保存についても、柴掛け技術の伝承や材料調達の困難化など、さまざまな課題があることがわかりました。上映後のシンポジウムでは、柴井堰の保存派と改修派による意見が交わされましたが、簡単には結論づけられない問題であると同時に、結論を先送りにできない時期にきていることも事実のようです。今後の議論のゆくえを見守りたいと思います。▼硫黄山の噴火の影響で川内川水系の水質が悪化し、伊佐市と湧水町の一部で水田農家が今年の稲作中止を決めました。伊佐米のブランドを守るための苦渋の決断に、胸が締め付けられる思いです。こうした中、行政の尽力はもとより、一般の方からも支援が寄せられているというニュースもあり、心が温まります。安心して農業を営める環境が、一日も早く整うことを願っています。▼第60回通常総会の表彰式、全土連表彰関係の伝達式が開催されました。栄誉ある表彰を受けられた皆さま方に敬意を表しますとともに、心からお祝い申し上げます。▼昨年に引き続き、土地改良法の一部改正が行われました。今回は土地改良区の在り方に関する改正が柱となっています。今後は、施行へ向けた具体的な運用が示されることと思いますが、本会としましては、会員の皆さまへの情報提供と支援に、さらに力を入れることとしております。▼4月から2名の職員が新たに加わり、本年度は103名の職員体制で業務を実施してまいります。引き続き、よろしくお願いいたします。(K)



## 水土里ネット鹿児島

鹿児島県土地改良事業団体連合会

〒892-8543 鹿児島市名山町10-22

TEL.099-223-6111(代) FAX.099-223-6130